

---

# 第三次丸亀市一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

丸 亀 市

---

---

## 目次

第1章 基本事項.....	1
第1節 計画策定における基本事項.....	1
1. 計画の目的.....	1
2. 基本方針.....	1
3. 計画対象.....	2
4. 計画期間及び目標年次.....	3
5. 計画の位置づけ.....	4
6. 計画とSDGsとの関連.....	5
第2章 ごみ処理基本計画.....	6
第1節 ごみ処理の現状と課題.....	6
1. ごみの分別区分と収集運搬体制.....	6
2. ごみ処理・処分の状況.....	10
3. ごみ排出量・処理量等の状況.....	13
4. ごみ処理の評価.....	22
5. ごみ処理の課題.....	24
第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み.....	27
1. 人口及びごみ排出量の予測.....	27
2. ごみ処理量の見込み.....	36
第3節 ごみ排出量及び処理量の目標.....	41
1. 国で定めている「廃棄物の減量化等の目標」.....	41
2. 県で定めている「廃棄物の減量化等の目標」.....	42
3. 本市の「廃棄物の減量化等の目標」.....	43
第4節 目標の達成に向けた取組.....	45
1. ごみの発生抑制・減量化の推進.....	47
2. ごみの分別と再資源化の推進.....	51
3. ごみの適正処理の推進.....	53
第5節 推進体制.....	59
1. 管理評価システムの構築.....	59
2. 不法投棄対策の強化.....	60
3. 連携強化.....	60
第3章 生活排水処理基本計画.....	61
第1節 生活排水処理の現状と課題.....	61
1. 水環境の概況と生活排水処理の必要性.....	61
2. 生活排水処理の現状.....	62
3. 生活排水処理の課題.....	71
第2節 生活排水の処理計画.....	72
1. 生活排水処理の基本方針.....	72

---

---

2.	生活排水処理の目標.....	73
3.	生活排水処理人口の推計.....	74
第3節	し尿・浄化槽汚泥の処理計画.....	77
1.	し尿・浄化槽汚泥の排出量の見込み.....	77
2.	し尿・浄化槽汚泥の処理.....	77
3.	その他.....	78
第4章	参考資料.....	79
第1節	香川県の廃棄物の現状.....	79
1.	香川県循環型社会推進計画（素案）.....	79
第2節	丸亀市廃棄物減量等推進審議会.....	84

---

## 第 1 章 基本事項

### 第 1 節 計画策定における基本事項

#### 1. 計画の目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき策定が義務付けられているものであり、長期的・総合的視点に立った本市の一般廃棄物\*<sup>1</sup>処理の基本的な方針を定めるものです。また、本計画は、丸亀市環境基本計画を上位計画として位置づけ、その他関連計画とも整合を図ります。

#### 2. 基本方針

##### (1) 基本理念

本計画の基本理念は、上位計画の「丸亀市環境基本計画」に示された本市の将来像とまちづくりの基本理念を受け継ぎます。

## 「自然と歴史が調和し 市民がつくる田園文化都市」

※丸亀市第二次環境基本計画(後期基本計画)の望ましい環境像

##### (2) 基本方針

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルからの転換を図り、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成するため、3R+Renewable(リデュース[発生抑制]、リユース[再使用]、リサイクル[再生利用]、リニューワブル\*<sup>2</sup>[再生可能なものに切り替える])及び生活全体における適正な抑制と循環を基調とした生活の豊かさと、環境の保全を両立させた持続可能なライフスタイルへの転換が求められています。

また、水を取り巻く環境でも、生活排水\*<sup>3</sup>による河川やため池の汚濁を防止し、快適な環境の保全及び創造が重要な課題になっています。

本計画においても、本市の特性を考慮しつつ、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会\*<sup>4</sup>」への移行を加速するとともに、ゼロカーボンシティ\*<sup>5</sup>の実現に向けて廃棄物分野における取組を推進します。

\*<sup>1</sup> 一般廃棄物：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた「産業廃棄物以外の廃棄物」のことをいい、「ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）」と「し尿（し尿、浄化槽汚泥）」に分類される。

\*<sup>2</sup> リニューワブル：再生不可能な資源から再生可能な資源に替えること  
例えば、レジ袋の原料をプラスチック（石油など）からバイオマスプラスチック（植物など）に替えること

\*<sup>3</sup> 生活排水：炊事、洗濯、入浴など一般的な人間の生活に伴って生じ、排出される水

\*<sup>4</sup> 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄物社会に代わるものとして、資源やエネルギーを循環的に利用する社会形成を目指した概念

\*<sup>5</sup> ゼロカーボンシティ：2050年にCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体

3. 計画対象

(1) 計画対象区域

本計画の対象区域は、市内全域とします。

(2) 計画対象廃棄物

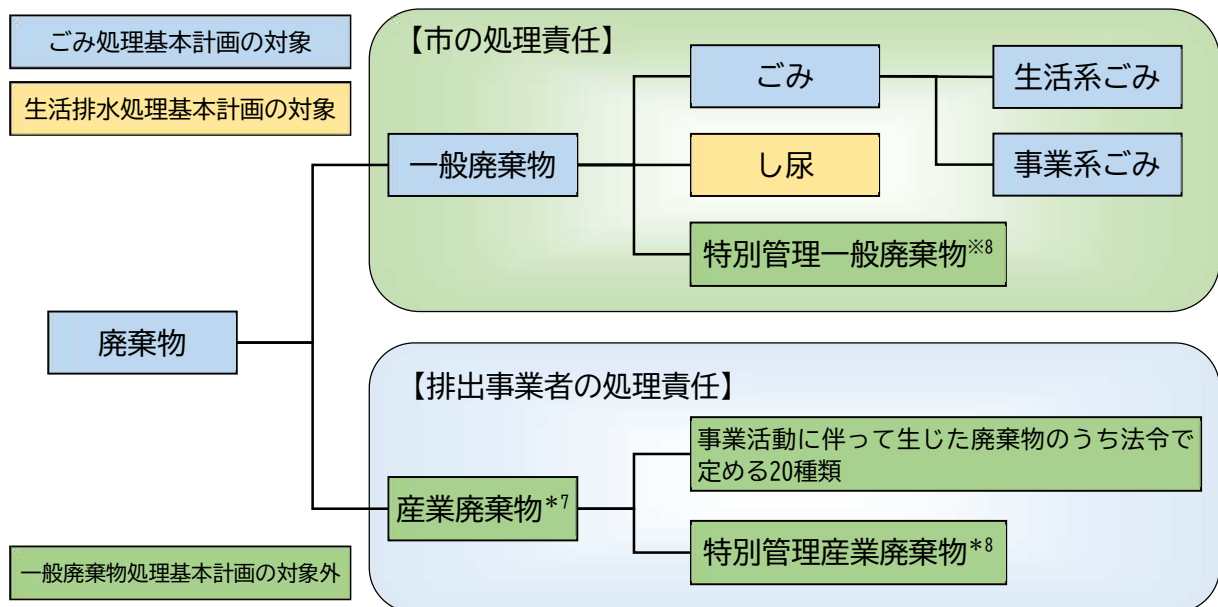
本計画で対象とする廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物のうち、「ごみ」及び「し尿（浄化槽汚泥\*6を含む。）」とします。



※「ごみ」→「ごみ処理基本計画」で取り扱います。

「し尿」→「生活排水処理基本計画」で取り扱います。

} 一般廃棄物処理基本計画



【一般廃棄物処理基本計画で扱う廃棄物】

(3) 計画範囲

本計画の範囲は、市内全域で発生する一般廃棄物の発生抑制、分別排出、収集・運搬、中間処理\*9、最終処分までとします。

\*6 浄化槽汚泥：単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽を清掃する際に排出される汚泥のこと

\*7 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥等、廃棄物処理法で定める20種類のをいい、すべての事業活動に共通するもの（燃え殻、汚泥等）と特定の事業活動に限定されるもの（紙くず、木くず等）のこと

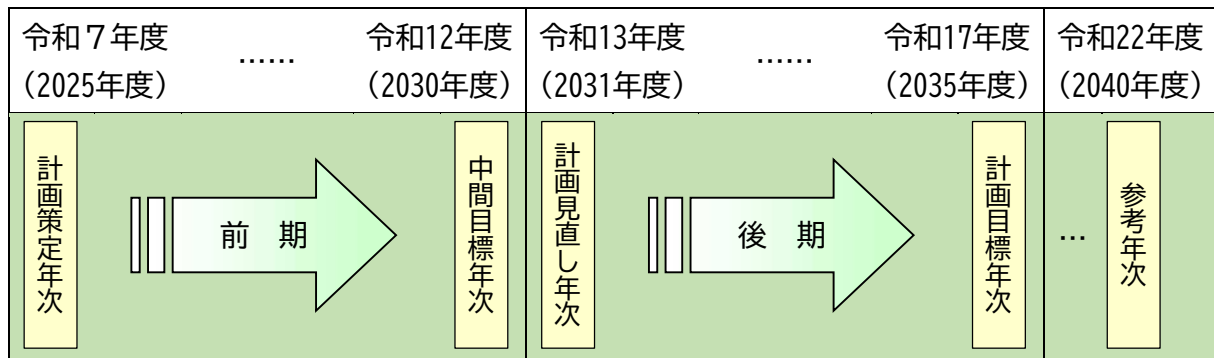
\*8 特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物：一般廃棄物又は産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物

\*9 中間処理：収集したごみの焼却、不燃ごみや粗大ごみの破碎、選別処理などによって、できるだけごみの体積と重量を減らし、再資源として利用できるものを回収・選定し、有効利用すること

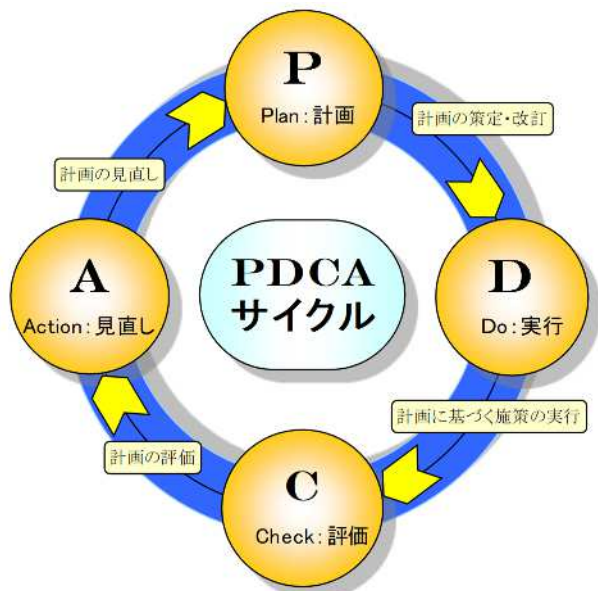
4. 計画期間及び目標年次

本計画は、令和7年度を計画策定年次とし、令和12年度を中間目標年次、令和17年度を計画目標年次とし、令和22年度を参考年次とします。

また、本計画は、国の指針に基づいて中間目標年次に見直しするほか、社会情勢の変化や法制度の動向等、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合や施設整備事業等の関連事業の進捗状況に応じて見直しを図る等、弾力的に対応するものとします。

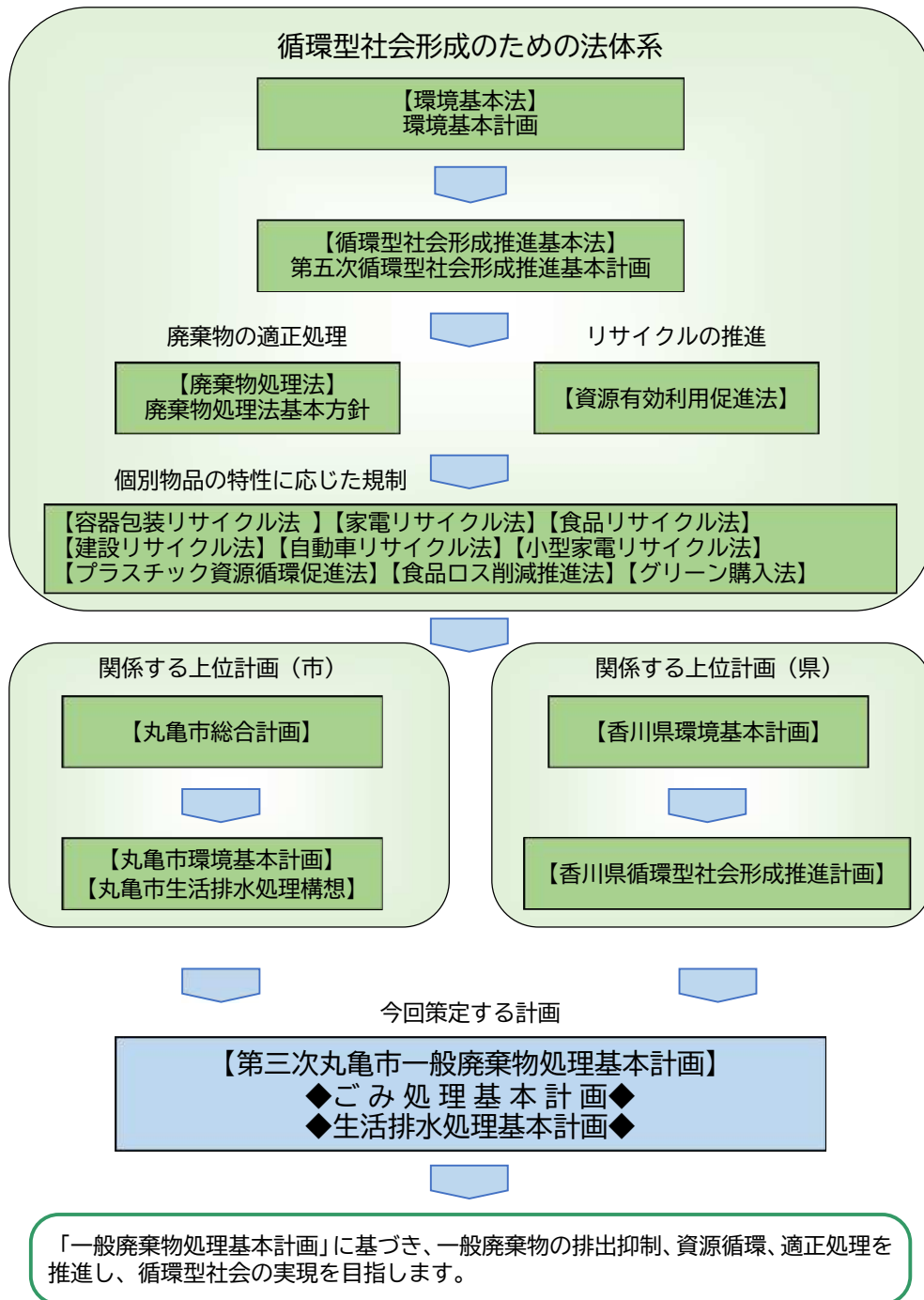


本計画で示した目標実現のために推進する取組に関して、Plan(計画の策定)、Do(施策の実行)、Check(評価)、Action(見直し)のいわゆるPDCAサイクルによる適切な進捗管理を図り、継続的に計画の点検、評価、見直しを行うものとします。



5. 計画の位置づけ

本計画は、一般廃棄物処理基本計画についてとりまとめたもので、長期的・総合的な視点に立って、ごみ処理及び生活排水処理の推進を図るための基本方針となるものです。本計画と他計画との位置づけは、次のとおりです。



6. 計画とSDGsとの関連

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年の国際連合総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられており、世界的に直面している環境問題や貧困、人権課題等に対して、誰一人取り残さない、持続可能な社会を実現していくために、世界中のすべての人々で令和12年（2030）年までに達成を目指す国際社会共通の目標です。

17の目標と169のターゲットから構成されており、国や地方自治体だけでなく、民間企業をはじめ様々な主体による積極的な取組が展開されています。

本計画では、SDGsの理念や目標に沿って、一般廃棄物の処理にかかる係る施策を推進し、課題解決に取り組んでいきます。



## 第 2 章 ごみ処理基本計画

### 第 1 節 ごみ処理の現状と課題

#### 1. ごみの分別区分と収集運搬体制

##### (1) ごみの分別区分

本市の分別区分と対象品目は下表のとおりであり、一般廃棄物は4種類に分別され、資源ごみはさらに8品目に分類し、収集しています。

#### ■ごみの分別区分と主な対象品目（現状）

分別区分	対象品目	
可燃ごみ (燃えるごみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆調理くず、残飯、貝殻 等</li> <li>◆紙くず、紙おむつ、すいがら、使い捨てカイロ、保冷剤 等</li> <li>◆包装等に使用されているやわらかいプラスチック類、ラップ類、パック類、チューブ類</li> <li>◆ほうき、箸、竹串 等</li> <li>◆繊維くず、ぬいぐるみ、まくら、ボール 等</li> <li>◆カップ類、発砲スチロール、トレイ類</li> <li>◆カセットテープ、ビデオテープ 等（ケース込）</li> <li>◆靴全般（安全靴は不燃ごみ）、ハンドバッグ等のゴム・皮製品</li> <li>◆在宅医療に伴う廃棄物</li> <li>◆枯葉、小枝、ホース 等</li> </ul>	
不燃ごみ (破碎ごみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆陶器・金属の食器類</li> <li>◆鏡、ガラス類（耐熱ガラス、板ガラス、哺乳びん 等）</li> <li>◆破碎が必要な硬いポリ類・プラスチック類</li> <li>◆一斗缶、バケツ、洗面器、塗料缶 等</li> <li>◆DVD、CD、レコード、ボールペン、針金、針金ハンガー、玩具 等</li> <li>◆植木鉢、花瓶 等</li> <li>◆やかん、鍋、フライパン 等</li> <li>◆刃物類、電球、LED球（蛍光灯以外）</li> <li>◆ホースリール（本体のみ）</li> </ul>	
資源ごみ	◆缶類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スチール製缶（ジュース・コーヒー缶、菓子・のり缶、カセットボンベ・スプレー缶、食用油缶 等）</li> <li>・アルミ製缶（ジュース、酎ハイ、ビール 等）</li> </ul>
	◆びん類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駄びん</li> <li>・生びん（ジュース、コーラ、ビール、酢、ウィスキー、一升びん 等）</li> </ul>
	◆紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞（広告紙含む）</li> <li>・ダンボール</li> <li>・雑誌、紙折箱、厚紙、紙袋、包装紙</li> <li>・牛乳パック、ジュースパック</li> </ul>
	◆布類	
	◆ペットボトル	
	◆乾電池、水銀体温計、水銀温度計、ライター、傘、蛍光灯（電球型蛍光灯も含む）	
	◆小型家電	
◆廃食油		
粗大(大型)ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自転車、タンス・ソファ等、ふとん・毛布・じゅうたん等、ガスコンロ、カセットコンロ、テーブル、机、椅子、ベッド 等</li> </ul> <p>※大きさがおおむね18ℓ缶より大きく、一辺の長さが50cmを越えるもので、大の指定ごみ袋に入らない大型のもの。例えば、引越し等が出る大型のごみをいいます。</p>	

(2) 収集・運搬体制

1) 収集・運搬方法

●生活系ごみ\*10

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみは、ステーション方式又は直接搬入も受け入れてい  
ます。粗大ごみは、申込制による戸別収集又は直接搬入も受け入れてい  
ます。また、ごみ  
出しが困難な高齢者や身体障害者等の世帯に対しふれあい戸別収集を実施して  
います。

生活系ごみのうち、可燃ごみと不燃ごみの直接搬入は有料であり、粗大ごみ及び飼犬・  
猫等のペット死体の収集については、手数料を徴収しています。

●事業系ごみ\*11

可燃ごみ、可燃性粗大ごみは、直接搬入又は事業者が市指定許可業者に収集・運搬を  
委託しており、直接搬入の場合は手数料を徴収しています。

■収集・運搬方法

排出 区分	分別区分		収集方式	排出容器	ごみ収集・ 処理手数料	運搬先
生活系	可燃ごみ		ス テ ー シ ョ ン 方 式 又 は 直 接 搬 入 も 可	ステーション の場合は指定 ごみ袋 直接搬入の場 合は透明・指 定ごみ袋で可	指定ごみ袋 大:40円/枚 大(マチ付):40円/枚 中:30円/枚 小:20円/枚 特小:15円/枚 直接搬入の場合 100円/10kg ※指定ごみ袋に 可燃ごみと不燃 ごみの分別がで きていれば無料	クリント ピア丸亀
	不燃ごみ					
	資源ごみ	缶類	ス テ ー シ ョ ン 方 式 又 は 直 接 搬 入 も 可	専用ケース ひもで縛る	無料	クリーン センター 丸亀
		びん類				
		紙類				
		布類		透明・半透明 袋		
		ペットボトル				
		乾電池、モバイル バッテリー、水銀 計、傘		専用ケース		
蛍光灯						
小型家電	直接搬入 又は拠点 回収	—				

\*10 生活系ごみ：一般廃棄物の「ごみ」のうち、一般家庭の日常生活に伴って排出されるごみのこと

\*11 事業系ごみ：一般廃棄物の「ごみ」のうち、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって排出されるごみのこと

排出区分	分別区分		収集方式	排出容器	ごみ収集・処理手数料	運搬先
	資源ごみ	廃食油				
生活系	資源ごみ	廃食油	直接搬入 又は拠点回収	拠点回収はペットボトルに入れる	無料	クリーンセンター丸亀
	粗大ごみ		戸別収集 又は直接搬入も可	—	有料※	クリントピア丸亀
事業系	可燃ごみ・可燃性粗大ごみ		直接搬入 又は許可業者に委託	直接搬入の場合は透明袋で可	200円/10kg	クリントピア丸亀
	不燃ごみ		許可業者に委託			クリントピア丸亀

※主な品目の粗大ごみ手数料

主な品目	手数料
エレクトーン、オートバイ(原付50cc以下)、健康器具・トレーニング器具、ソファ(2人掛以上)、畳、棚(スチール製)、机(スチール製)、ベッド(スプリング入りのマットレスは除く)、ベンチ、ロッカー等	700円
編み機、椅子、一輪車、スーツケース、ベビーカー・シルバーカー、車椅子、下駄箱、コタツ、座卓、三輪車・自転車等	500円
衣装ケース・収納ケース、じゅうたん・カーペット、ふとん(2枚まで)、座布団・クッション(5枚まで)、毛布(2枚まで)等	300円
直接搬入の場合	100円/10kg

■収集頻度

分別区分		丸亀地区	飯山地区	綾歌地区
可燃ごみ		おおむね2回/週	おおむね2回/週	おおむね2回/週
不燃ごみ		おおむね2回/月	おおむね2回/月	おおむね2回/月
資源ごみ	缶類	おおむね1回/月 (同日収集)	おおむね2回/月 (同日収集)	おおむね2回/月 (同日収集)
	びん類			
	乾電池、水銀計、傘、蛍光灯		おおむね2回/月 (同日収集)	おおむね2回/月 (同日収集)
	紙類			
	布類		おおむね2回/月	おおむね2回/月
	ペットボトル			
小型家電	随時			
粗大ごみ		随時		

※ごみ収集日は毎年度のごみ収集カレンダーによる。

2) 収集・運搬、処理主体

本市の収集・運搬、処理主体は、次のとおりです。

生活系ごみは、市直営又は委託により収集・運搬を行い、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理は中讃広域行政事務組合で、資源ごみの中間処理は市直営で行っています。

事業系ごみは、原則として、許可業者により収集・運搬が行われています。

また、最終処分は、中讃広域行政事務組合で行っています。

■収集・運搬・処理主体

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
収集・運搬	委託 (島しょ部等市直営)	委託 (島しょ部等市直営)	市直営	市直営
中間処理	組合 (クリントピア丸亀)	組合 (クリントピア丸亀)	組合 (クリントピア丸亀)	市直営 (クリーンセンター丸亀)
最終処分	組合 (エコランド林ヶ谷)	組合 (エコランド林ヶ谷)	組合 (エコランド林ヶ谷)	—

※組合：中讃広域行政事務組合

■収集車両

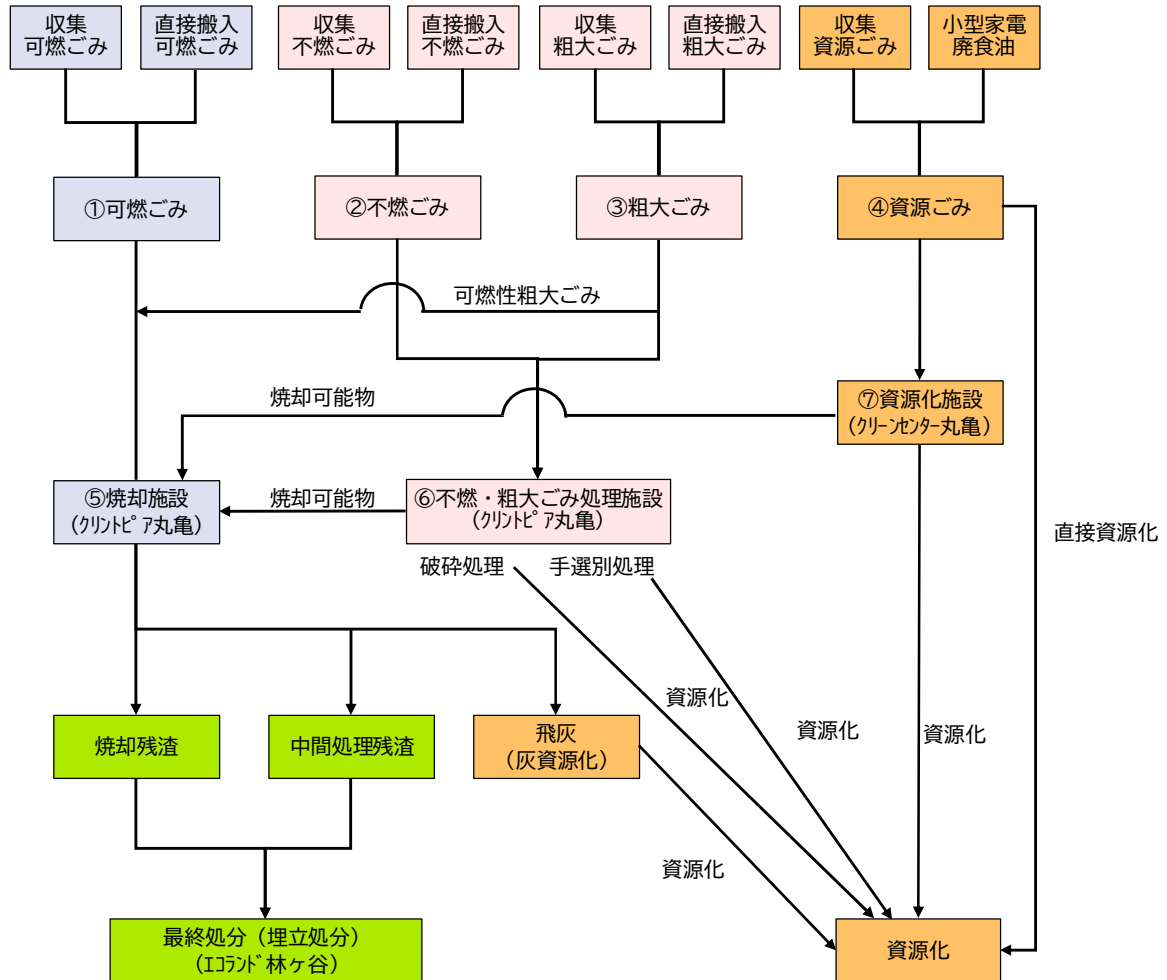
番号	車種	所有台数等
1	パッカー車	(2 t)23台
2	リサイクルパッカー車	6台
3	ダンプ	(2 t)4台、(8 t)1台
4	トラック	(1.2 t)1台、(1.4 t)4台、(2 t)2台、(3 t)3台
5	軽四	1台

資料：丸亀市（令和7年4月1日現在、市保有車両のみ）

2. ごみ処理・処分の状況

(1) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは次のとおりであり、市直営又は中讃広域行政事務組合による処理となっています。



【本市のごみ処理フロー図】

(2) ごみ処理施設

1) 中間処理施設

本市の中間処理施設としては、中讃広域行政事務組合による焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設（クリントピア丸亀）並びに本市単独の資源化<sup>\*12</sup>施設（クリーンセンター丸亀）があります。

■焼却施設/不燃・粗大ごみ処理施設/リサイクルプラザ

項目	内容
施設名	クリントピア丸亀
所在地	香川県丸亀市土器町北一丁目72番地2
焼却施設	炉形式：全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
	焼却施設処理能力：260 t /日(130 t /24 h × 2 炉)
	建設年度：(着工)平成6年8月、(竣工)平成9年3月
不燃・粗大ごみ 処理施設	選別の種類：4種分別(鉄、アルミ、可燃物、不燃物)
	破砕機形式：縦型衝撃・せん断併用回転式
	処理能力：45 t / 5 h
リサイクルプラザ (エコ丸工房)	ガラス工房、機械工房、木工房、石けん工房 その他工房（古着古布、電気他） 展示ホール
供用開始年度	平成8年度
事業主体	中讃広域行政事務組合

■資源化施設

項目	内容
施設名	クリーンセンター丸亀
所在地	香川県丸亀市川西町南乙66番地1
処理能力	P E Tボトル圧縮梱包機：500kg/h
	缶類選別機：600kg/h
	ビン類自動色選別機：800kg/h
処理方式	P E Tボトル：圧縮梱包
	缶類：磁力選別→圧縮成型
	ビン類：3色種別カレット(無色・茶・その他)
建設年度	(竣工)平成15年3月
供用開始年度	平成14年度
事業主体	丸亀市

\*12 資源化：不用となり排出されたものを、原材料として再び利用できるように加工すること

## 2) 最終処分施設

本市の最終処分施設としては、中讃広域行政事務組合による一般廃棄物最終処分場<sup>\*13</sup>（エコランド林ヶ谷）と飯山町にある不燃物埋立地があります。

## ■一般廃棄物最終処分場

項目	内容
施設名	エコランド林ヶ谷
所在地	香川県仲多度郡まんのう町追上325番27
埋立容量	365,000m <sup>3</sup> （残容量 <sup>*14</sup> ：61,410m <sup>3</sup> ）※令和7年3月末現在
埋立方法	セル方式/サンドイッチ方式
埋立期間	平成11年度～令和9年度
浸出水処理施設	処理水量：70m <sup>3</sup> /日 処理方式：生物処理＋凝集沈殿
供用開始年度	平成10年度
設置主体	中讃広域行政事務組合

項目	内容
施設名	飯山町不燃物埋立地
所在地	香川県丸亀市飯山町東坂元
埋立容量	76,000m <sup>3</sup> （残容量 <sup>*14</sup> ：0m <sup>3</sup> ）
埋立方法	セル方式
埋立期間	昭和61年度～平成16年度 ※休止中
浸出水処理施設	処理水量：26m <sup>3</sup> /日 処理方式：接触酸化＋凝集沈殿
供用開始年度	昭和61年度
設置主体	丸亀市

\*13 一般廃棄物最終処分場：資源化又は再利用される場合を除き、廃棄物の最終処分（埋立処分）を行う場所

\*14 残容量：現存する一般廃棄物最終処分場（埋立処分場）が満杯になるまでの埋立可能量のこと

### 3. ごみ排出量・処理量等の状況

#### (1) 年間排出量

ごみの総排出量は、令和2年度以降微増、微減を繰り返しながら減少傾向が続いており、令和6年度には32,989 t/年となり、第二次中間目標年次（令和2年度）の35,026 t/年と比較して約5.8%減少しています。

また、令和6年度の1日当たり排出量は約90.4 t/日（1日当たり収集量：約58.6 t/日、1日当たり直接搬入量：約31.8 t/日）となっています。

ごみ区分別にみると、令和6年度の排出量割合は、可燃ごみ（約84%）、資源ごみ（約9%）、不燃ごみ（約4%）、粗大ごみ（約3%）となっており、可燃ごみと資源ごみを合わせると、総排出量の約93%になります。

ごみ排出区分別にみると、令和6年度の排出量割合は、生活系ごみ（約67%）、事業系ごみ（約33%）となっています。

本市の過去5年間※（令和2年度～令和6年度）のごみ排出量の実績は、次ページのとおりです。

※令和元年9月にクリントピア丸亀の計量方法が変更になっている。同一の計量方法のもと実績から将来推計を行うため、令和2年度～令和6年度の実績を記載する。

■ごみ排出量の実績表（収集ごみ・直接搬入ごみ別）（令和2年度～令和6年度）

区分	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
人口	人	109,302	108,787	108,143	107,845	107,463	
年間日数	日	365	365	365	366	365	
収集 ごみ量	可燃ごみ	t/年	18,572	18,446	18,095	17,675	17,138
		t/日	50.9	50.5	49.6	48.3	47.0
		g/人・日	465.5	464.6	458.4	447.8	436.9
	不燃ごみ	t/年	1,388	1,326	1,226	1,154	1,114
		t/日	3.80	3.63	3.36	3.15	3.05
		g/人・日	34.8	33.4	31.1	29.2	28.4
	粗大ごみ	t/年	224	226	214	211	214
		t/日	0.61	0.62	0.59	0.58	0.59
		g/人・日	5.62	5.70	5.43	5.35	5.45
	資源ごみ	t/年	3,557	3,602	3,427	3,041	2,911
		t/日	9.75	9.87	9.39	8.31	7.98
		g/人・日	89.2	90.7	86.8	77.1	74.2
計	t/年	23,742	23,600	22,962	22,082	21,377	
	t/日	65.0	64.7	62.9	60.3	58.6	
	g/人・日	595.1	594.4	581.7	559.4	545.0	
直接搬入 ごみ量	可燃ごみ	t/年	10,369	10,508	10,455	10,376	10,739
		t/日	28.4	28.8	28.6	28.3	29.4
		g/人・日	259.9	264.6	264.9	262.9	273.8
	不燃ごみ	t/年	80	92	66	62	68
		t/日	0.22	0.25	0.18	0.17	0.19
		g/人・日	2.01	2.31	1.67	1.58	1.73
	粗大ごみ	t/年	835	841	806	835	805
		t/日	2.29	2.30	2.21	2.28	2.21
		g/人・日	20.93	21.17	20.43	21.16	20.52
	計	t/年	11,284	11,440	11,328	11,274	11,612
		t/日	30.9	31.3	31.0	30.8	31.8
		g/人・日	282.8	288.1	287.0	285.6	296.0
ごみ排出量	可燃ごみ	t/年	28,941	28,954	28,550	28,051	27,877
		t/日	79.3	79.3	78.2	76.6	76.4
		g/人・日	725.4	729.2	723.3	710.7	710.7
	不燃ごみ	t/年	1,468	1,418	1,292	1,217	1,182
		t/日	4.02	3.88	3.54	3.32	3.24
		g/人・日	36.8	35.7	32.7	30.8	30.1
	粗大ごみ	t/年	1,059	1,067	1,021	1,046	1,019
		t/日	2.90	2.92	2.80	2.86	2.79
		g/人・日	26.55	26.86	25.86	26.51	25.97
	資源ごみ	t/年	3,557	3,602	3,427	3,041	2,911
		t/日	9.75	9.87	9.39	8.31	7.98
		g/人・日	89.2	90.7	86.8	77.1	74.2
	計	t/年	35,026	35,040	34,290	33,356	32,989
		t/日	96.0	96.0	93.9	91.1	90.4
		g/人・日	877.9	882.5	868.7	845.1	841.0
資源ごみ 収集率	収集資源ごみ ÷収集ごみ	%	15.0	15.3	14.9	13.8	13.6

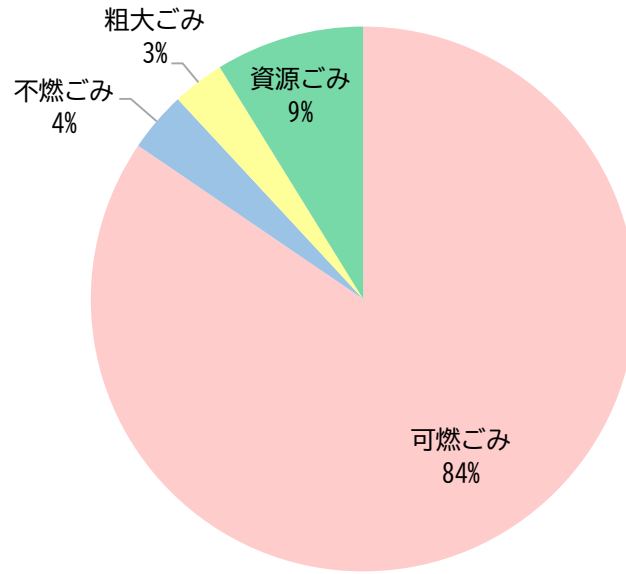
※事業系ごみは直接搬入ごみ量に含まれています。

※1人1日当たり排出量は「単位：g/人・日」の行に記載しています。

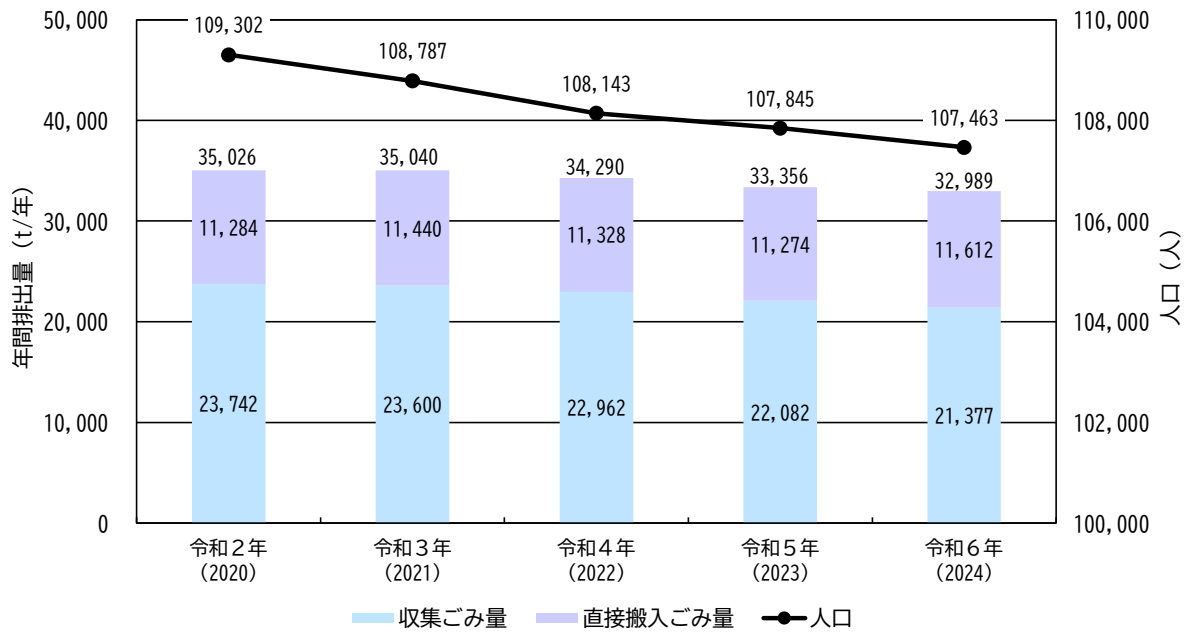
※小数点以下を含むため、合計数値が合わない場合があります。

資料：丸亀市

ごみ区分別排出量の割合（令和6年度）



ごみ排出量（収集ごみ・直接搬入ごみ別）の実績（年間排出量）



■ごみ排出量の実績表（生活系ごみ・事業系ごみ別）（令和2年度～令和6年度）

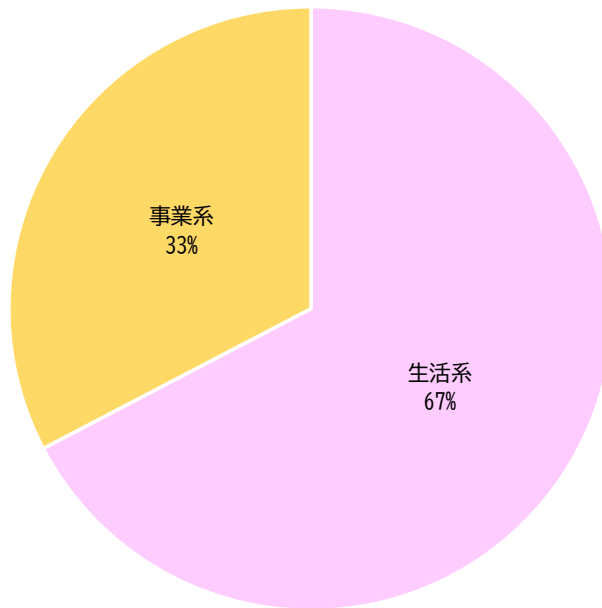
区分		年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口		人	109,302	108,787	108,143	107,845	107,463
年間日数		日	365	365	365	366	365
生活系	可燃ごみ	t/年	18,694	18,631	18,204	17,773	17,229
		g/人・日	468.6	469.2	461.2	450.3	439.2
	不燃ごみ	t/年	1,418	1,355	1,245	1,179	1,138
		g/人・日	35.5	34.1	31.5	29.9	29.0
	粗大ごみ	t/年	1,013	1,011	962	982	937
		g/人・日	25.4	25.5	24.4	24.9	23.9
	資源ごみ	t/年	3,557	3,602	3,427	3,041	2,911
		g/人・日	89.2	90.7	86.8	77.1	74.2
	計	t/年	24,681	24,598	23,839	22,976	22,214
		t/日	67.6	67.4	65.3	62.8	60.9
g/人・日		618.6	619.5	603.9	582.1	566.3	
事業系	可燃ごみ	t/年	10,248	10,323	10,346	10,278	10,648
		t/日	28.1	28.3	28.3	28.1	29.2
	不燃ごみ	t/年	50.8	62.9	46.7	37.6	44.4
		t/日	0.14	0.17	0.13	0.10	0.12
	粗大ごみ	t/年	46.4	55.9	58.4	64.2	82.0
		t/日	0.13	0.15	0.16	0.18	0.22
	計	t/年	10,345	10,442	10,451	10,380	10,775
		t/日	28.3	28.6	28.6	28.4	29.5
ごみ排出量	可燃ごみ	t/年	28,941	28,954	28,550	28,051	27,877
	不燃ごみ	t/年	1,468	1,418	1,292	1,217	1,182
	粗大ごみ	t/年	1,059	1,067	1,021	1,046	1,019
	資源ごみ	t/年	3,557	3,602	3,427	3,041	2,911
	計	t/年	35,026	35,040	34,290	33,356	32,989

※1人1日当たり排出量は「単位：g/人・日」の行に記載しています。

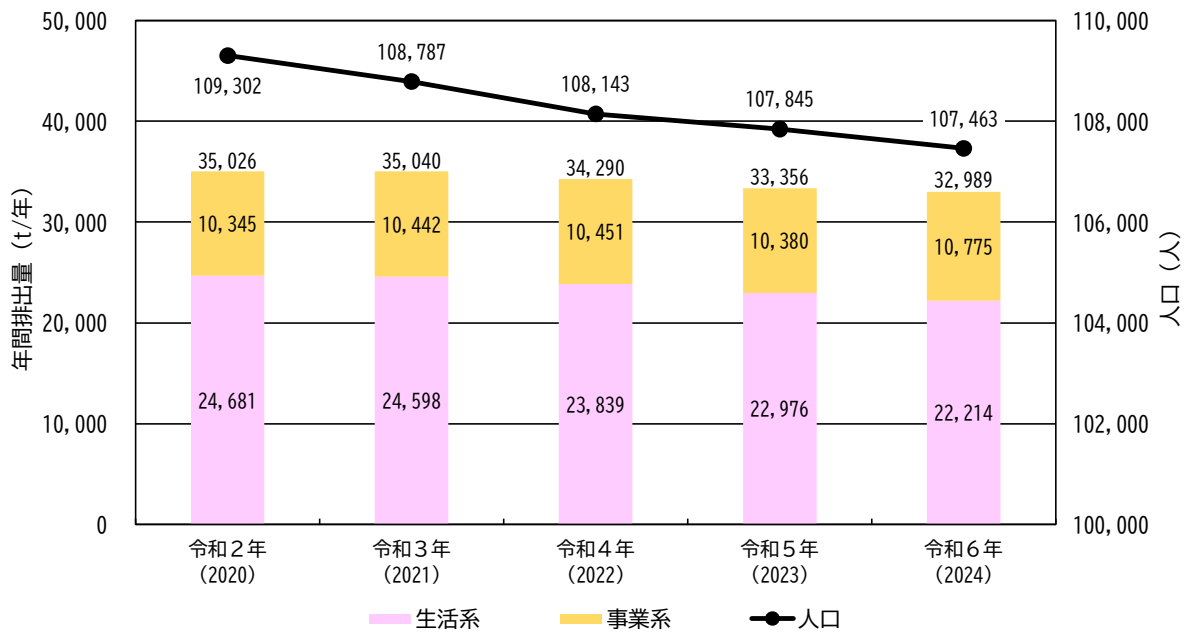
※小数点以下を含むため、合計数値が合わない場合があります。

資料：丸亀市

ごみ排出区分別排出量の割合（令和6年度）

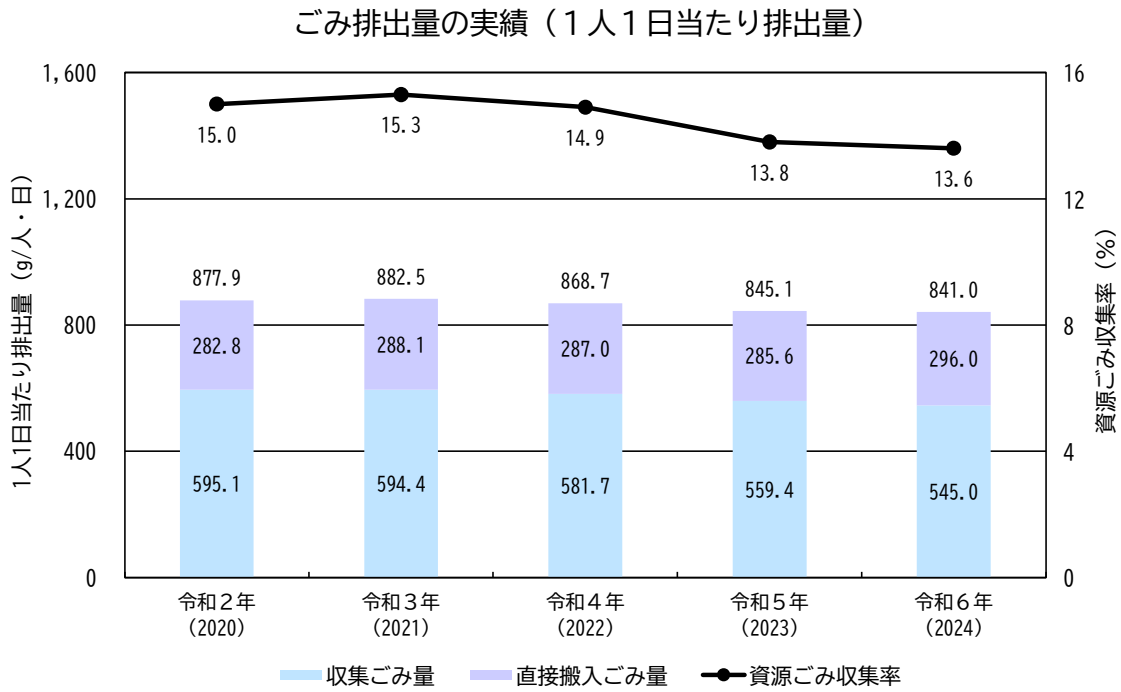


ごみ排出量（生活系ごみ・事業系ごみ別）の実績（年間排出量）



(2) 1人1日当たり排出量

1人1日当たり排出量は、第二次計画中間目標年次（令和2年度）には877.9g/人・日となり、令和3年度に微増したものの令和4年度以降は減少傾向にあります。令和6年度には841.0g/人・日となり、令和2年度に比べ約4.2%減少しています。



(3) 年間処理量

年間処理量は、ごみ総排出量と同様に、令和2年度以降微増、微減を繰り返しながら減少傾向にあります。

令和6年度には、焼却処理量29,614 t/年、資源化処理量4,802 t/年、最終処分量1,393 t/年となり、令和2年度と比較して、焼却処理量及び資源化処理量はやや減少し、最終処分量は約44%減少しています。

リサイクル率は、令和6年度は14.6%となり、令和2年度の13.9%を若干上回っています。

本市の過去5年間（令和2年度～令和6年度）のごみ処理量（焼却処理、最終処分）及び資源化処理量の実績は、次ページのとおりです。

(4) 1人1日当たり処理量

1人1日当たり処理量についても、年間処理量の推移とほぼ同様の傾向を示しており、令和6年度に、焼却処理量755.0g/人・日、資源化処理量122.4g/人・日、最終処分量35.5g/人・日となり、令和2年度と比較して、焼却処理量はやや減少し、資源化処理量はほぼ横ばい、最終処分量は約43%減少しています。

本市の過去5年間（令和2年度～令和6年度）の1人1日当たり処理量の実績は、次ページのとおりです。

## ■ごみ処理量の実績表（令和2年度～令和6年度）

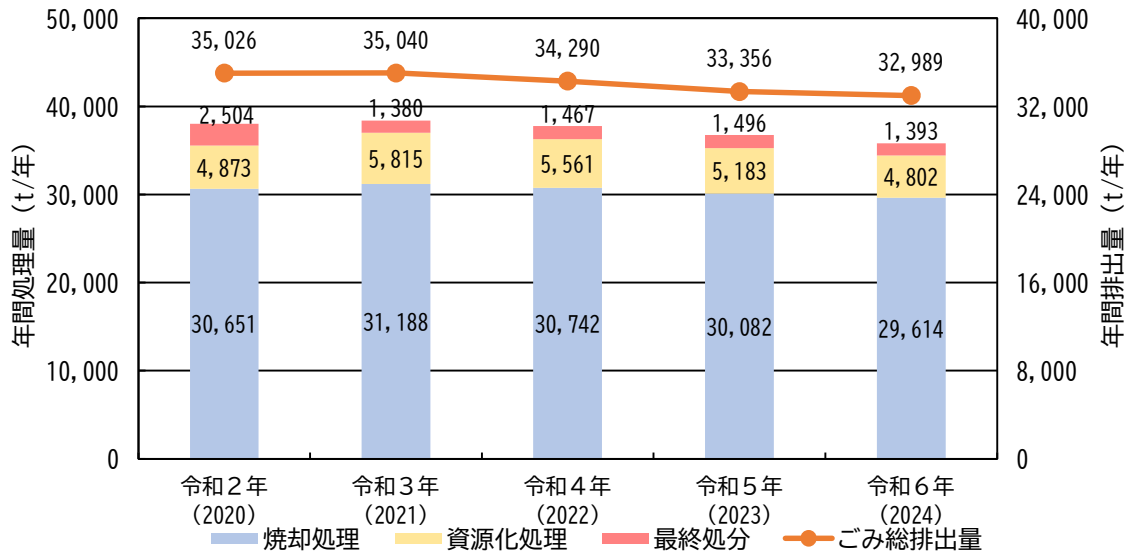
区分	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
人口	人	109,302	108,787	108,143	107,845	107,463	
年間日数	日	365	365	365	366	365	
ごみ処理量	t/年	35,026	35,040	34,290	33,356	32,989	
焼却処理	直接焼却	t/年	28,941	28,954	28,550	28,051	27,877
		t/日	79.3	79.3	78.2	76.6	76.4
		g/人・日	725.4	729.2	723.3	710.7	710.7
	中間処理焼却	t/年	1,710	2,234	2,192	2,031	1,737
		t/日	4.68	6.12	6.01	5.55	4.76
		g/人・日	42.9	56.3	55.5	51.5	44.3
	計	t/年	30,651	31,188	30,742	30,082	29,614
		t/日	84.0	85.4	84.2	82.2	81.1
		g/人・日	768.3	785.4	778.8	762.1	755.0
資源化処理	直接資源化	t/年	2,087	2,494	2,366	2,053	1,905
		t/日	5.72	6.83	6.48	5.61	5.22
		g/人・日	52.3	62.8	59.9	52.0	48.6
	中間処理後資源化	t/年	2,786	3,321	3,195	3,130	2,897
		t/日	7.63	9.10	8.75	8.55	7.94
		g/人・日	69.8	83.6	80.9	79.3	73.9
	計	t/年	4,873	5,815	5,561	5,183	4,802
		t/日	13.4	15.9	15.2	14.2	13.2
		g/人・日	122.1	146.4	140.9	131.3	122.4
最終処分	焼却残渣	t/年	1,223	1,257	1,305	1,368	1,272
		t/日	3.35	3.44	3.58	3.74	3.48
		g/人・日	30.7	31.7	33.1	34.7	32.4
	中間処理残渣	t/年	1,281	123	162	128	121
		t/日	3.51	0.34	0.44	0.35	0.33
		g/人・日	32.1	3.1	4.1	3.2	3.1
	計	t/年	2,504	1,380	1,467	1,496	1,393
		t/日	6.86	3.78	4.02	4.09	3.82
		g/人・日	62.8	34.8	37.2	37.9	35.5
リサイクル率	資源化処理総量 ÷総排出量	%	13.9	16.6	16.2	15.5	14.6

※1人1日当たり処理量は「単位：g/人・日」の行に記載しています。

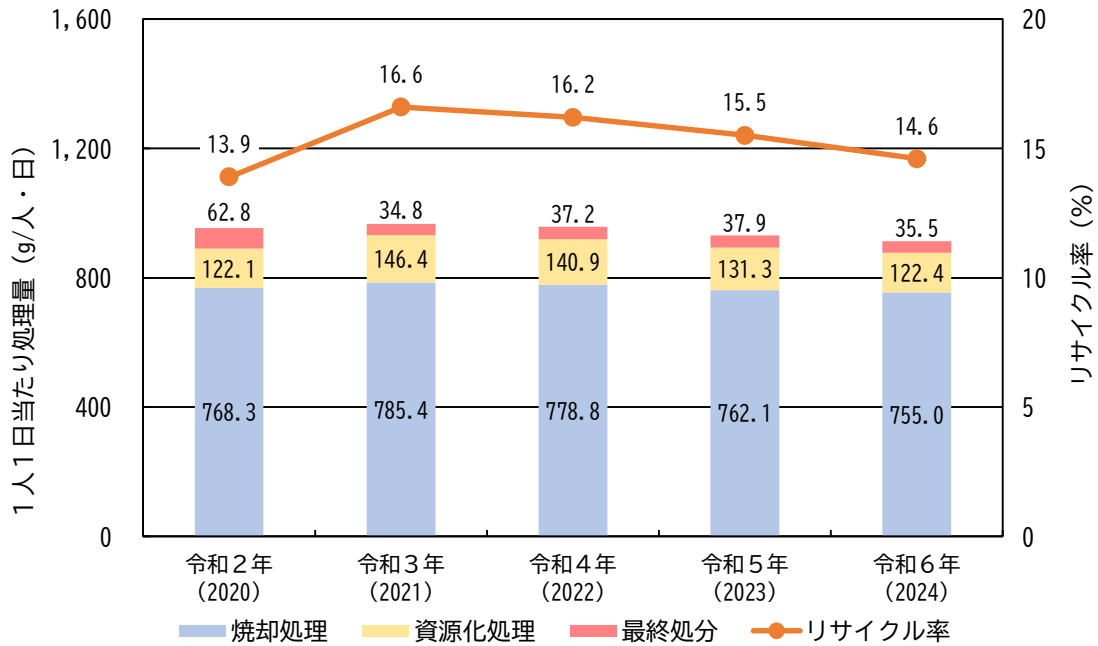
※小数点以下を含むため、合計数値が合わない場合があります。

丸亀市：資料

ごみ処理量の実績（年間処理量）



ごみ処理量の実績（1人1日当たり処理量）



4. ごみ処理の評価

本市のごみ処理の評価については、前項までに整理したごみ処理の実績を基に、第二次計画中間目標年次（令和2年度）において設定した第二次計画目標年次（令和7年度）に照らして評価します。

(1) 廃棄物の減量化等の目標及び実績

項目	【国・県の目標】	【本市の目標値】 令和7年度	【本市の実績】 令和6年度
目標① 1人1日当たりのごみ排出量（原単位） ※生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収量を含む総排出量	■国の目標 850g/人・日 ■県の目標 810g/人・日	■810g/人・日 県の目標を参考とし設定。  (予測値：867.0g/人・日)	■841.0g/人・日
目標② 1人1日当たりの生活系ごみ排出量（原単位） ※資源ごみ、集団回収 <sup>*15</sup> 量等を除く	■国の目標 440g/人・日	■440g/人・日 国の目標を参考とし設定。  (予測値：603.8g/人・日)	■566.3g/人・日
目標③ 事業系ごみ排出量	■国の目標 約1,100万t/年	■9,436t/年 国の目標を参考とし設定。  (予測値：10,381t/年)	■10,775t/年
目標④ リサイクル率(%)	■県の目標24.0%	■24.0% 県の目標を参考とし設定。  (予測値：16.2%)	■14.6%
目標⑤ 資源ごみ収集率(%)	なし	■20.0% 市の目標を設定。  (予測値：14.9%)	■13.6%

資料：「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）  
「香川県廃棄物処理計画（令和3年10月）」

\*15 集団回収：自治会、PTA、子供会等の団体が、古紙やアルミ缶等の資源物を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のこと

本市の計画目標に対して、すべての項目で目標を達成できませんでした。

1人1日当たりのごみ排出量は、令和2年度の排出量から36.9g（約4.2%）削減しましたが、令和7年目標値に比べ67.9g上回っており、計画目標を達成できませんでした。

1人1日当たりの生活系ごみ排出量と事業系ごみ排出量は、計画目標を達成できなかったことに加え、生活系ごみは令和2年度の排出量から約8.5%削減できましたが、事業系ごみは約4.2%上回っています。

リサイクル率は、令和2年実績を0.7%上回りましたが、計画目標を達成できませんでした。また、資源ごみ収集率は、令和2年度実績を1.4%下回り、計画目標を達成できませんでした。

要因としては、資源ごみの民間拠点回収地点の充実、ペーパーレス化に伴う新聞・雑誌等の購読量の減少、ペットボトルの軽量化による回収重量の減少等、資源ごみ収集の分散化と収集量自体の減少等が原因と考えられます。一方、飛灰の資源化は、リサイクル率の向上に寄与しました。

(2) 県が定める廃棄物の減量化等の目標及び実績【本市に適用した場合】

項目	【県の目標】 令和7年度	【県の目標を本市に適用 した場合の目標】 令和7年度	【本市の実績】 令和6年度
ごみ総排出量	■28.0万 t /年	■31,523 t /年 (令和2年度実績 35,026 t /年)	■32,989 t /年
1人1日当たり排出量	■810g/人・日	■820g/人・日 (令和2年度実績 877.9g/人・日)	■841.0g/人・日
最終処分量	■2.6万 t /年	■2,103t/年 (令和2年度実績 2,504 t /年)	■1,393t/年

資料：香川県廃棄物処理計画（令和3年10月）

5. ごみ処理の課題

本市のごみ処理に関する課題を、発生抑制・資源化、収集・運搬、中間処理及び最終処分の各段階において抽出しました。

(1) 発生抑制・資源化

1) 1人1日当たりのごみ排出量の削減

【背景】

本市の令和6年度における1人1日当たりのごみ排出量は841.0g/人・日で、香川県の1人1日当たりごみ排出量（令和5年、825g/人・日）を上回っています。また、本市が設定したごみ排出量の削減目標（810g/人・日）についても達成できませんでした。引き続き、市民と行政が一体となり、ごみの減量化を目指すとともに、3R+Renewableを啓発し、ごみの排出量の削減に取り組んでいくことが求められます。

【課題】

◆1人1日当たりのごみ排出量の削減（発生抑制）

- ・ごみ総排出量の約84%を占める可燃ごみの発生抑制
- ・ごみ排出量の削減に関する啓発
- ・食品ロス<sup>\*16</sup>削減に関する啓発

2) 官民連携によるリサイクル率の向上

【背景】

本市の令和6年度におけるリサイクル率は14.6%で、香川県のリサイクル率（令和5年18.8%）を4.2%、全国平均のリサイクル率（令和5年19.5%）を4.9%下回っています。また、本市が設定したリサイクル率の目標値（24.0%）についても達成することができませんでした。

今後の課題として、従来の資源ごみ分別品目と合わせて、3R+Renewableの啓発、分別排出の推進を図り、リサイクル意識の定着を進めるとともに、市民と行政はもとよりリサイクルショップやスーパー等、官民が連携し減量化・再資源化を推進することが求められます。

【課題】

◆リサイクル率の向上対策

- ・分別の徹底による資源ごみの増加
- ・可燃ごみ、不燃ごみの減量に伴う相対的な資源ごみ排出割合の増加（リサイクル率向上）
- ・リサイクル意識の啓発
- ・事業者による自発的なリサイクル活動の啓発

\*16 食品ロス：食べ残しや売れ残り、消費期限が近いなど様々な理由で、まだ食べられにもかかわらず廃棄されている食品のこと

(2) 収集・運搬

1) ごみの収集・運搬体制の検討

【背景】

本市で排出されるごみは、現在、ステーション方式による収集方式を採用していますが、ごみの収集・運搬体制については、効率的でかつ公平な収集・運搬計画に適宜見直しを行い、実行していくことが求められます。

【課題】

- ◆計画的な収集・運搬計画の策定
- ◆ごみ集積所の適正な配置と適正な維持管理

(3) 中間処理

1) 中間処理施設の適正な維持管理

【背景】

本市のごみ処理における中間処理は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、中讃広域行政事務組合ごみ処理施設（クリントピア丸亀）において焼却処理と不燃・粗大ごみの破碎選別処理を行い、飛灰については資源化を行っています。処理残渣は、中讃広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場（エコランド林ヶ谷）で埋立処分を行っています。

資源ごみは、本市の資源化施設（クリーンセンター丸亀）において、缶類の選別・圧縮成型、ペットボトルの圧縮梱包、びん類の選別を行っています。

引き続き、現有施設の適正な維持管理を図っていくなかで、ごみ処理をしていくことが求められます。

【課題】

- ◆中間処理施設の適正な維持管理
  - ・中間処理施設の適正な維持管理
  - ・中間処理施設の長寿命化計画
  - ・ごみ排出量の削減（関連課題、再掲）
  - ・リサイクルの推進（関連課題、再掲）

(4) 最終処分

1) 一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理

【背景】

本市のごみ処理における最終処分の対象としているごみの種類は、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの焼却残渣等であり、中讃広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場（エコランド林ヶ谷）において埋立処分を行っています。

埋立処分の目的は、生活環境の保全上支障が生じない方法で廃棄物を適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用し、安定化・無害化することにあります。

【課題】

◆最終処分施設の適正な維持管理

- ・一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理
- ・一般廃棄物最終処分場の延命化
- ・ごみ排出量の削減（関連課題、再掲）
- ・リサイクルの推進（関連課題、再掲）
- ・中間処理施設の適正な維持管理（関連課題、再掲）

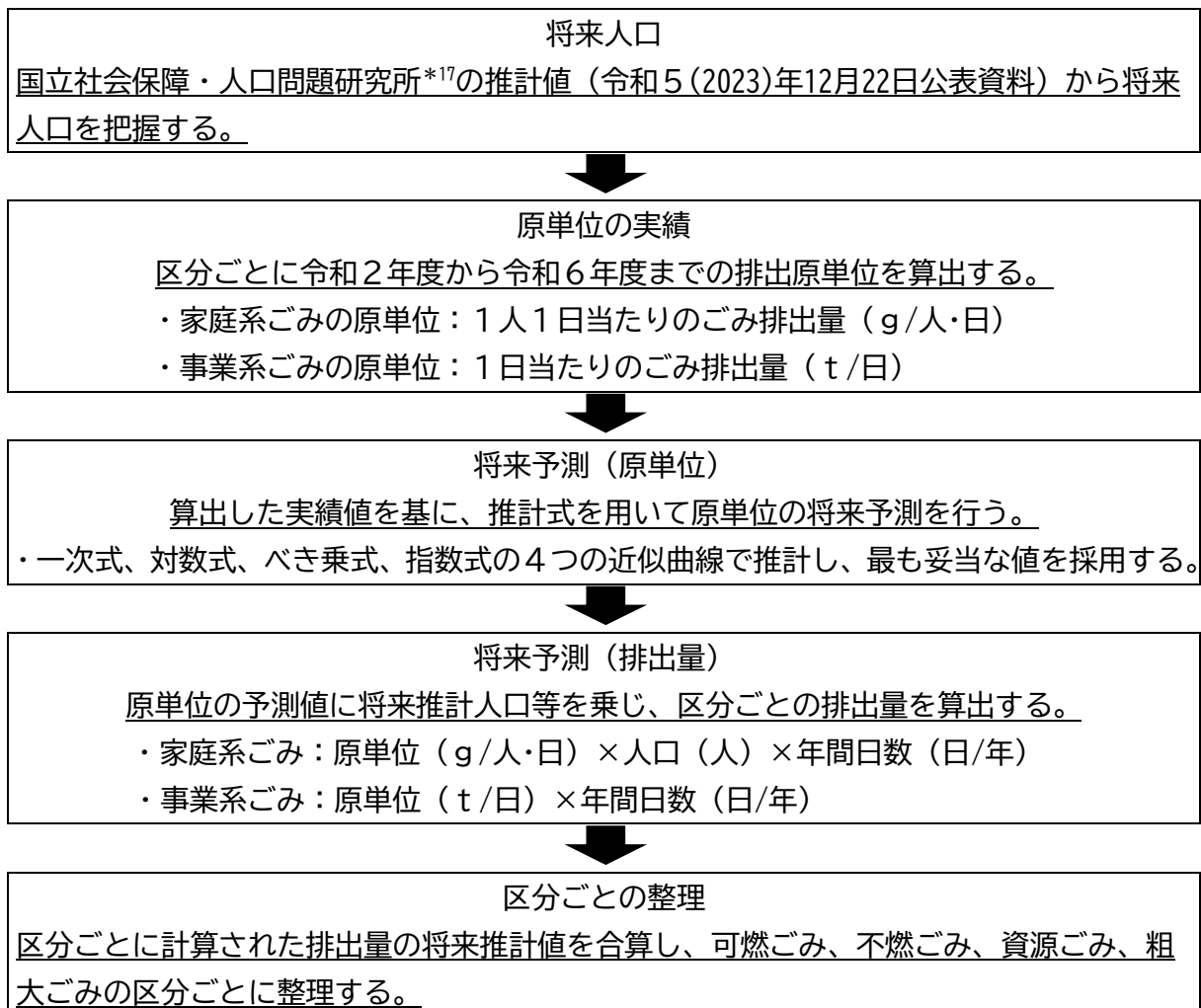
## 第 2 節 ごみ排出量及び処理量の見込み

### 1. 人口及びごみ排出量の予測

計画目標年次におけるごみ発生量は「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）を参考に、過去の実績からごみ区分ごとの排出原単位を算出し、この実績を基にトレンド法を用いて将来推計したうえで、将来人口を乗じて排出量を予測します。

将来推計の手順は、次のとおりです。

#### ■将来予測の手順



#### (1) 予測に用いる推計式

ごみ排出量は、令和2年度から令和6年度までの1人1日当たり排出量（排出原単位）の実績値を基に、推計式により、それぞれの予測を行います。

予測に用いる推計式の概要は、次にページのとおりです。

\*17 国立社会保障・人口問題研究所：社会保障研究、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究機関

■推計式の概要

一次式	$Y=a+bx$	Y：推計値 a, b：係数 Ln, e：自然対数, 逆対数 x：年度
対数式	$Y=a+b \times \text{Ln}(x)$	
べき乗式	$Y=ae^{bx}$	
指数式	$Y=ax^b$	

(2) 将来人口予測

本市のごみ収集区域は、丸亀市全域としていることから、ごみ処理人口と行政人口は等しいものとします。丸亀市の行政人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計値（令和5（2023）年12月22日公表資料）を採用します。なお、推計値間の予測値は直線補間により求めたものです。

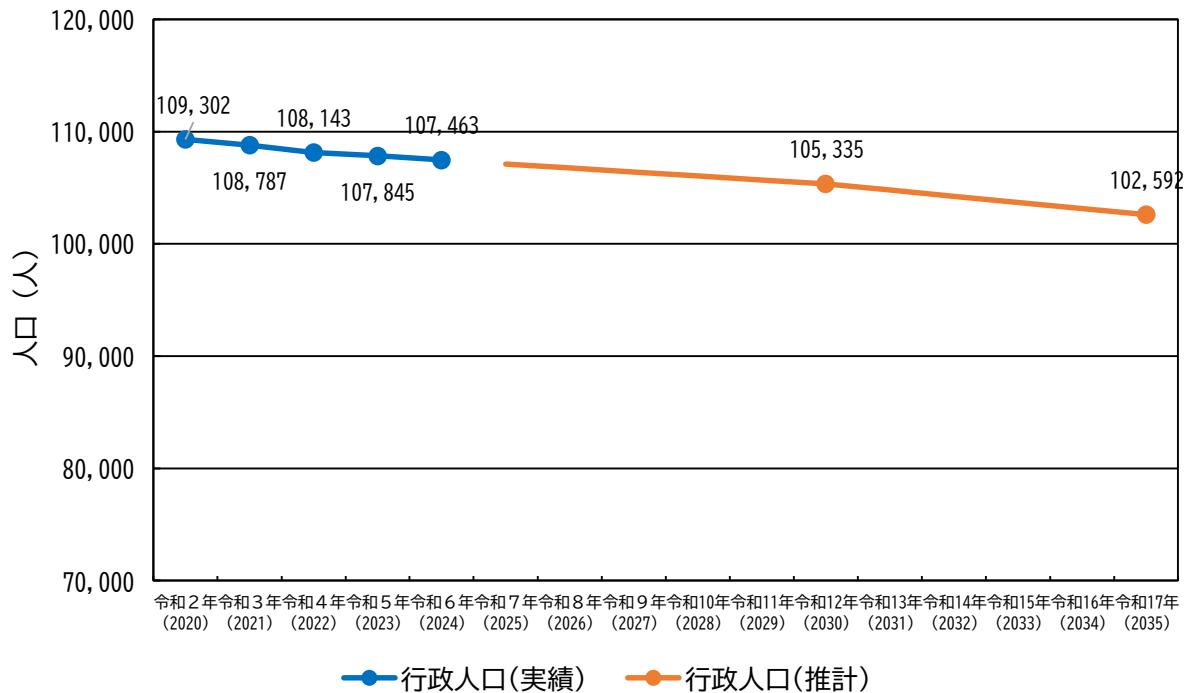
本市のごみ処理人口は、年々減少していくと予想されます。目標年度（令和17年度）の将来人口は、102,592人となっており、令和6（2024）年度の107,463人と比較して、約4.5%減少すると予測されます

■将来人口予測

	年度	人口（人）	備考
実績値	令和2年	109,302	
	令和3年	108,787	
	令和4年	108,143	
	令和5年	107,845	
	令和6年	107,463	常住人口 <sup>*18</sup> ・基準年度
予測値	令和7年	107,108	
	令和8年	106,754	
	令和9年	106,399	
	令和10年	106,044	
	令和11年	105,690	
	令和12年	105,335	社人研推計値・中間目標
	令和13年	104,786	
	令和14年	104,238	
	令和15年	103,689	
	令和16年	103,141	
	令和17年	102,592	社人研推計値・計画目標

※実績値は常住人口（各年度末 4月1日現在）、予測値は社人研の5年ごとの推計値を基に直線補間により求めたもの。

\*18 常住人口：国勢調査で得られた人口を基に、毎月の住民基本台帳法に基づく届出（転入・転出・出生・死亡等）の増減数を加えたもの



### (3) ごみ排出量の見込み

ごみ排出量の見込みは、過去5年間（令和2年度～令和6年度）の実績値を基に、これまでどおりの市民生活や事業活動を続けた場合、ごみの排出量が将来的にどのように変化するかについて予測します。

なお、生活系ごみは1人1日当たりのごみ排出量（ごみの原単位）を推計し、事業系ごみは1日当たりのごみ排出量（ごみの原単位）を推計し、その値に将来人口を乗じて、将来のごみ排出量を算出します。

### (4) ごみ排出量の実績及び見通し

将来人口及び令和7年度から令和17年度におけるごみ排出量の原単位を基に予測した「ごみ排出量の実績及び見通し」は次のとおりです。

本計画の計画目標年次（令和17年度）におけるごみ総排出量は、計画策定年次（令和6年度）と比べ、約11,786 t/年（約5.4%）減少する見込みです。

ごみ区分別にみると、令和17年度の可燃ごみの排出量は、令和6年度と比べると、約1,160 t/年（約4.2%）減少し、不燃ごみは約204 t/年（約17.3%）減少し、粗大ごみは38t/年（約3.7%）減少し、資源ごみは約384 t/年（約13.2%）減少する見込みです。

ごみ排出区分別にみると、令和17年度の生活系ごみの排出量は、令和6年度と比べると、約1,837 t/年（約8.3%）減少し、事業系ごみの排出量は、約51 t/年（約0.5%）増加する見込みです。

## ■ごみ排出量の実績及び見通し（収集ごみ・直接搬入ごみ別）

区分		年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	
人口		人	109,302	108,787	108,143	107,845	107,463	107,108	106,754	106,399	
年間日数		日	365	365	365	366	365	365	365	366	
収集ごみ量	可燃ごみ	t/年	18,572	18,446	18,095	17,675	17,138	17,229	17,075	16,979	
		t/日	50.9	50.5	49.6	48.3	47.0	47.2	46.8	46.4	
		g/人・日	465.5	464.6	458.4	447.8	436.9	440.7	438.2	436.0	
	不燃ごみ	t/年	1,388	1,326	1,226	1,154	1,114	1,099	1,072	1,051	
		t/日	3.80	3.63	3.36	3.15	3.05	3.01	2.94	2.87	
		g/人・日	34.8	33.4	31.1	29.2	28.4	28.1	27.5	27.0	
	粗大ごみ	t/年	224	226	214	211	214	210	208	207	
		t/日	0.61	0.62	0.59	0.58	0.59	0.58	0.57	0.57	
		g/人・日	5.62	5.70	5.43	5.35	5.45	5.37	5.34	5.32	
	資源ごみ	t/年	3,557	3,602	3,427	3,041	2,911	2,952	2,887	2,843	
		t/日	9.75	9.87	9.39	8.31	7.98	8.09	7.91	7.77	
		g/人・日	89.2	90.7	86.8	77.1	74.2	75.5	74.1	73.0	
計	t/年	23,742	23,600	22,962	22,082	21,377	21,490	21,242	21,080		
	t/日	65.0	64.7	62.9	60.3	58.6	58.9	58.2	57.6		
	g/人・日	595.1	594.4	581.7	559.4	545.0	549.7	545.2	541.3		
直接搬入ごみ量	可燃ごみ	t/年	10,369	10,508	10,455	10,376	10,739	10,607	10,603	10,665	
		t/日	28.4	28.8	28.6	28.3	29.4	29.1	29.0	29.1	
		g/人・日	259.9	264.6	264.9	262.9	273.8	271.3	272.1	273.9	
	不燃ごみ	t/年	80	92	66	62	68	62	61	60	
		t/日	0.22	0.25	0.18	0.17	0.19	0.17	0.17	0.16	
		g/人・日	2.01	2.31	1.67	1.58	1.73	1.59	1.57	1.54	
	粗大ごみ	t/年	835	841	806	835	805	808	805	804	
		t/日	2.29	2.30	2.21	2.28	2.21	2.21	2.21	2.20	
		g/人・日	20.93	21.17	20.43	21.16	20.52	20.67	20.66	20.65	
	計	t/年	11,284	11,440	11,328	11,274	11,612	11,477	11,469	11,529	
		t/日	30.9	31.3	31.0	30.8	31.8	31.4	31.4	31.5	
		g/人・日	282.8	288.1	287.0	285.6	296.0	293.6	294.3	296.1	
ごみ排出量	可燃ごみ	t/年	28,941	28,954	28,550	28,051	27,877	27,836	27,678	27,644	
		t/日	79.3	79.3	78.2	76.6	76.4	76.3	75.8	75.5	
		g/人・日	725.4	729.2	723.3	710.7	710.7	712.0	710.3	709.9	
	不燃ごみ	t/年	1,468	1,418	1,292	1,217	1,182	1,161	1,133	1,111	
		t/日	4.02	3.88	3.54	3.32	3.24	3.18	3.10	3.04	
		g/人・日	36.8	35.7	32.7	30.8	30.1	29.7	29.1	28.5	
	粗大ごみ	t/年	1,059	1,067	1,021	1,046	1,019	1,018	1,013	1,011	
		t/日	2.90	2.92	2.80	2.86	2.79	2.79	2.78	2.76	
		g/人・日	26.55	26.86	25.86	26.51	25.97	26.04	26.00	25.96	
	資源ごみ	t/年	3,557	3,602	3,427	3,041	2,911	2,952	2,887	2,843	
		t/日	9.75	9.87	9.39	8.31	7.98	8.09	7.91	7.77	
		g/人・日	89.2	90.7	86.8	77.1	74.2	75.5	74.1	73.0	
	計	t/年	35,026	35,040	34,290	33,356	32,989	32,967	32,711	32,609	
		t/日	96.0	96.0	93.9	91.1	90.4	90.3	89.6	89.1	
		g/人・日	877.9	882.5	868.7	845.1	841.0	843.3	839.5	837.4	
	資源ごみ 収集率	収集資源ごみ ÷収集ごみ	%	15.0	15.3	14.9	13.8	13.6	13.7	13.6	13.5

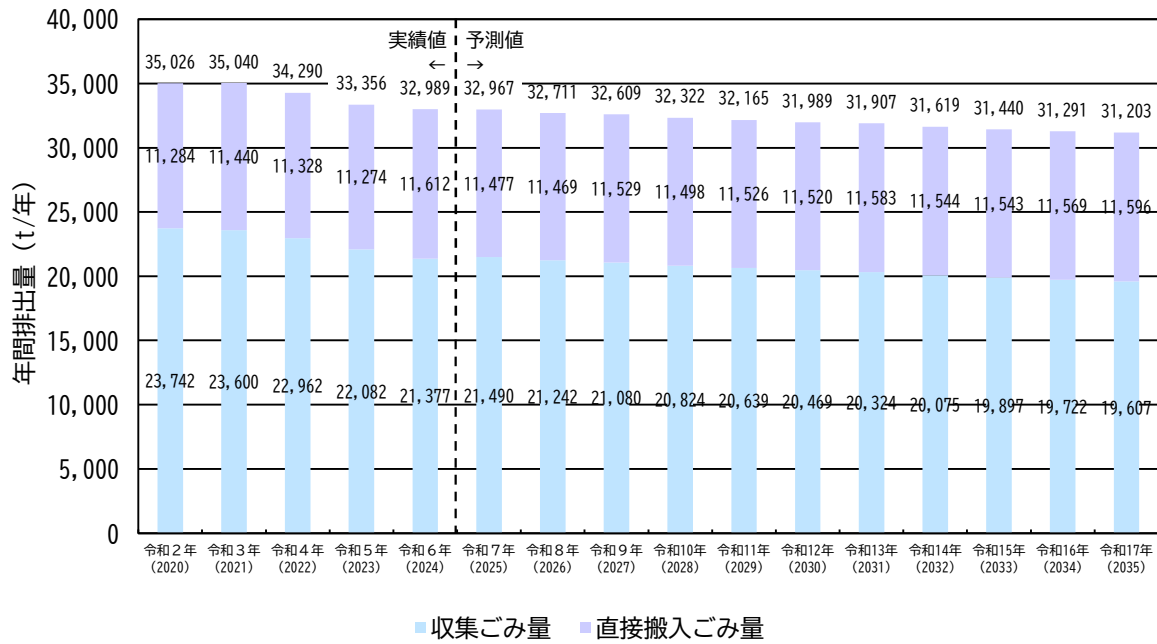
【ごみ処理基本計画】

区分	年度	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年	
人口	人	106,044	105,690	105,335	104,786	104,238	103,689	103,141	102,592	
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	
収集 ごみ量	可燃ごみ	t/年	16,802	16,681	16,567	16,472	16,292	16,164	16,037	15,958
		t/日	46.0	45.7	45.4	45.0	44.6	44.3	43.9	43.6
		g/人・日	434.1	432.4	430.9	429.5	428.2	427.1	426.0	425.0
	不燃ごみ	t/年	1,030	1,011	996	982	963	950	937	927
		t/日	2.82	2.77	2.73	2.68	2.64	2.60	2.57	2.53
		g/人・日	26.6	26.2	25.9	25.6	25.3	25.1	24.9	24.7
	粗大ごみ	t/年	205	204	203	201	199	198	196	195
		t/日	0.56	0.56	0.56	0.55	0.55	0.54	0.54	0.53
		g/人・日	5.30	5.28	5.27	5.25	5.24	5.23	5.21	5.20
	資源ごみ	t/年	2,787	2,743	2,703	2,669	2,621	2,585	2,552	2,527
		t/日	7.64	7.52	7.41	7.29	7.18	7.08	6.99	6.90
		g/人・日	72.0	71.1	70.3	69.6	68.9	68.3	67.8	67.3
計	t/年	20,824	20,639	20,469	20,324	20,075	19,897	19,722	19,607	
	t/日	57.1	56.5	56.1	55.5	55.0	54.5	54.0	53.6	
	g/人・日	538.0	535.0	532.4	529.9	527.6	525.7	523.9	522.2	
直接搬入 ごみ量	可燃ごみ	t/年	10,634	10,668	10,665	10,730	10,698	10,697	10,731	10,759
		t/日	29.1	29.2	29.2	29.3	29.3	29.3	29.4	29.4
		g/人・日	274.7	276.5	277.4	279.8	281.2	282.6	285.0	286.5
	不燃ごみ	t/年	60	57	56	56	55	55	55	51
		t/日	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14
		g/人・日	1.55	1.48	1.46	1.46	1.45	1.45	1.46	1.36
	粗大ごみ	t/年	804	801	799	797	791	791	783	786
		t/日	2.20	2.20	2.19	2.18	2.17	2.17	2.15	2.15
		g/人・日	20.77	20.76	20.78	20.78	20.79	20.90	20.80	20.93
	計	t/年	11,498	11,526	11,520	11,583	11,544	11,543	11,569	11,596
		t/日	31.5	31.6	31.6	31.6	31.6	31.6	31.7	31.7
		g/人・日	297.1	298.8	299.6	302.0	303.4	305.0	307.3	308.8
ごみ排出量	可燃ごみ	t/年	27,436	27,349	27,232	27,202	26,990	26,861	26,768	26,717
		t/日	75.2	74.9	74.6	74.3	73.9	73.6	73.3	73.0
		g/人・日	708.8	708.9	708.3	709.3	709.4	709.7	711.0	711.5
	不燃ごみ	t/年	1,090	1,068	1,052	1,038	1,018	1,005	992	978
		t/日	2.99	2.93	2.88	2.84	2.79	2.75	2.72	2.67
		g/人・日	28.2	27.7	27.4	27.1	26.8	26.6	26.4	26.0
	粗大ごみ	t/年	1,009	1,005	1,002	998	990	989	979	981
		t/日	2.76	2.75	2.75	2.73	2.71	2.71	2.68	2.68
		g/人・日	26.07	26.05	26.06	26.02	26.02	26.13	26.01	26.13
	資源ごみ	t/年	2,787	2,743	2,703	2,669	2,621	2,585	2,552	2,527
		t/日	7.64	7.52	7.41	7.29	7.18	7.08	6.99	6.90
		g/人・日	72.0	71.1	70.3	69.6	68.9	68.3	67.8	67.3
計	t/年	32,322	32,165	31,989	31,907	31,619	31,440	31,291	31,203	
	t/日	88.6	88.1	87.6	87.2	86.6	86.1	85.7	85.3	
	g/人・日	835.1	833.8	832.0	832.0	831.1	830.7	831.2	831.0	
資源ごみ 収集率	収集資源ごみ ÷収集ごみ	%	13.4	13.3	13.2	13.1	13.1	13.0	12.9	

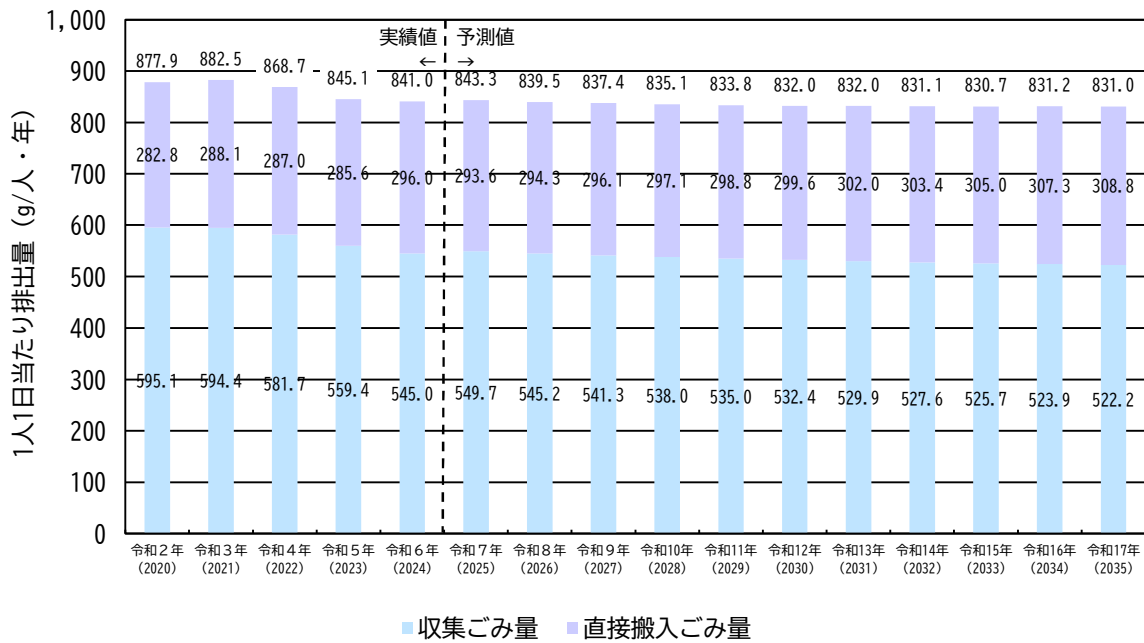
※小数点以下を含むため、合計数値が合わない場合があります。

資料：丸亀市

ごみ排出量の実績及び見通し（年間排出量）



ごみ排出量の実績及び見通し（1人1日当たり排出量）



■ごみ排出量の実績及び見通し（生活系ごみ・事業系ごみ別）

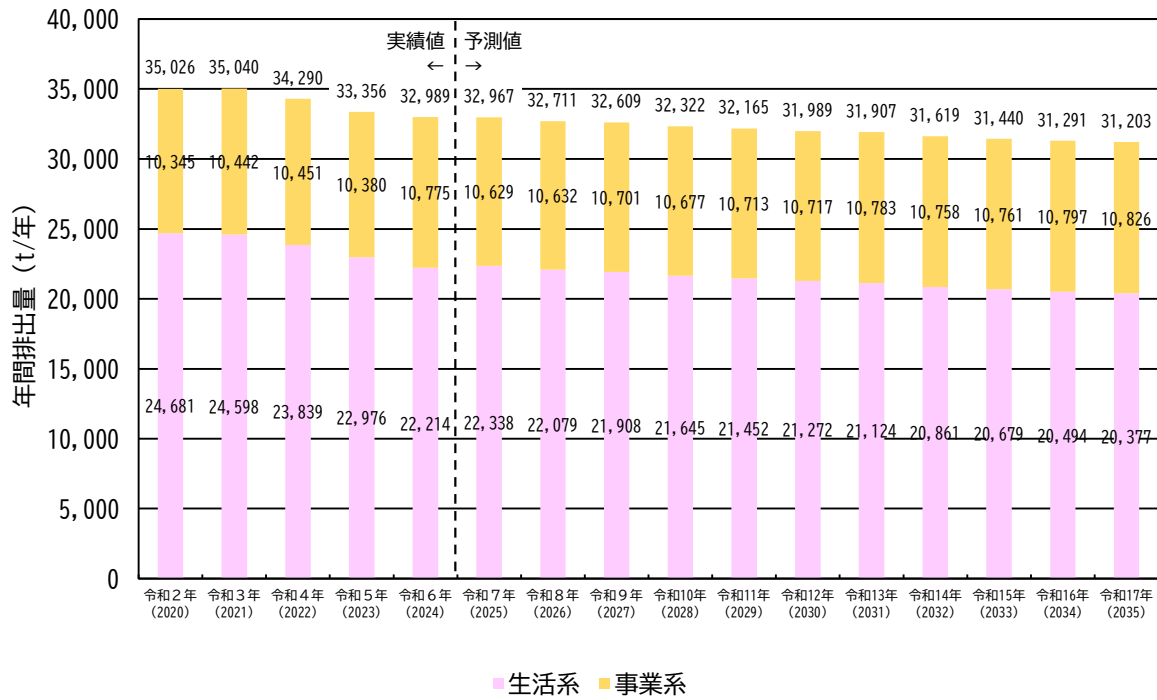
区分		年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
人口		人	109,302	108,787	108,143	107,845	107,463	107,108	106,754	106,399
年間日数		日	365	365	365	366	365	365	365	366
生活系	可燃ごみ	t/年	18,694	18,631	18,204	17,773	17,229	17,324	17,166	17,067
		g/人・日	468.6	469.2	461.2	450.3	439.2	443.1	440.5	438.3
	不燃ごみ	t/年	1,418	1,355	1,245	1,179	1,138	1,121	1,093	1,071
		g/人・日	35.5	34.1	31.5	29.9	29.0	28.7	28.1	27.5
	粗大ごみ	t/年	1,013	1,011	962	982	937	941	933	927
		g/人・日	25.4	25.5	24.4	24.9	23.9	24.1	23.9	23.8
	資源ごみ	t/年	3,557	3,602	3,427	3,041	2,911	2,952	2,887	2,843
		g/人・日	89.2	90.7	86.8	77.1	74.2	75.5	74.1	73.0
	計	t/年	24,681	24,598	23,839	22,976	22,214	22,338	22,079	21,908
		t/日	67.6	67.4	65.3	62.8	60.9	61.2	60.5	59.9
g/人・日		618.6	619.5	603.9	582.1	566.3	571.4	566.6	562.6	
事業系	可燃ごみ	t/年	10,248	10,323	10,346	10,278	10,648	10,512	10,512	10,577
		t/日	28.1	28.3	28.3	28.1	29.2	28.8	28.8	28.9
	不燃ごみ	t/年	51	63	47	38	44	40	40	40
		t/日	0.14	0.17	0.13	0.10	0.12	0.11	0.11	0.11
	粗大ごみ	t/年	46	56	58	64	82	77	80	84
		t/日	0.13	0.15	0.16	0.18	0.22	0.21	0.22	0.23
	計	t/年	10,345	10,442	10,451	10,380	10,775	10,629	10,632	10,701
		t/日	28.3	28.6	28.6	28.4	29.5	29.1	29.1	29.2
ごみ排出量	可燃ごみ	t/年	28,941	28,954	28,550	28,051	27,877	27,836	27,678	27,644
	不燃ごみ	t/年	1,468	1,418	1,292	1,217	1,182	1,161	1,133	1,111
	粗大ごみ	t/年	1,059	1,067	1,021	1,046	1,019	1,018	1,013	1,011
	資源ごみ	t/年	3,557	3,602	3,427	3,041	2,911	2,952	2,887	2,843
	計	t/年	35,026	35,040	34,290	33,356	32,989	32,967	32,711	32,609

※小数点以下を含むため、合計数値が合わない場合があります。

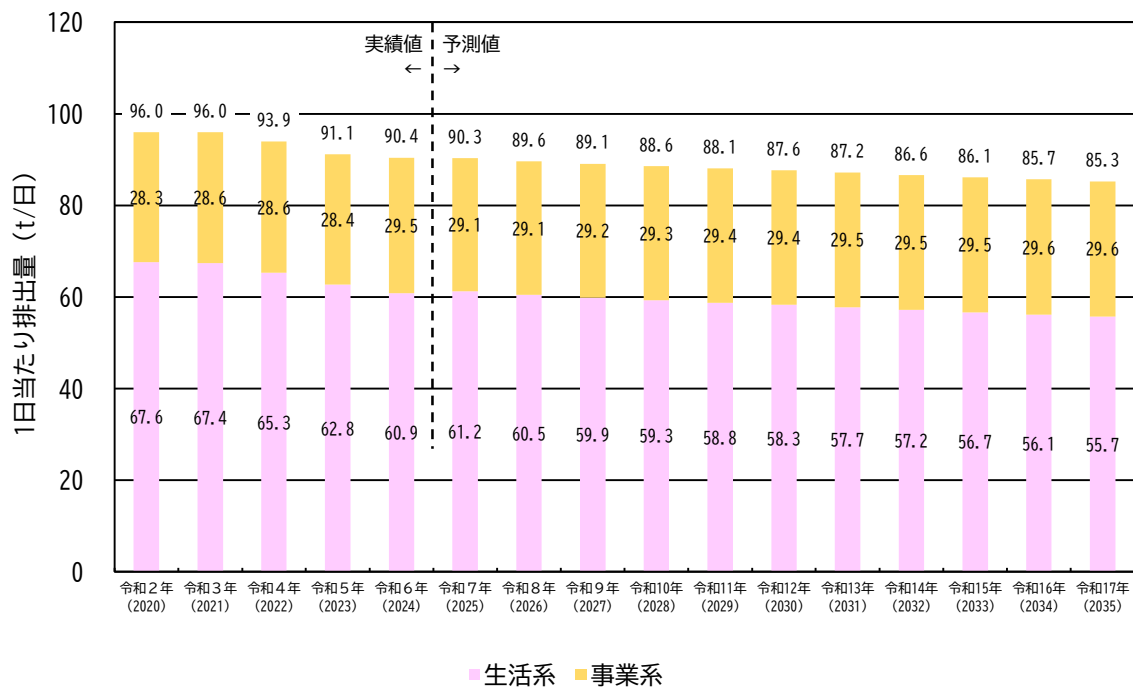
資料：丸亀市

区分	年度	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年	
人口	人	106,044	105,690	105,335	104,786	104,238	103,689	103,141	102,592	
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	
生活系	可燃ごみ	t/年	16,887	16,764	16,647	16,551	16,368	16,239	16,110	16,030
		g/人・日	436.3	434.6	433.0	431.6	430.2	429.1	427.9	426.9
	不燃ごみ	t/年	1,050	1,031	1,015	1,001	981	968	955	945
		g/人・日	27.1	26.7	26.4	26.1	25.8	25.6	25.4	25.2
	粗大ごみ	t/年	921	914	907	903	891	887	877	875
		g/人・日	23.8	23.7	23.6	23.5	23.4	23.4	23.3	23.3
	資源ごみ	t/年	2,787	2,743	2,703	2,669	2,621	2,585	2,552	2,527
		g/人・日	72.0	71.1	70.3	69.6	68.9	68.3	67.8	67.3
	計	t/年	21,645	21,452	21,272	21,124	20,861	20,679	20,494	20,377
		t/日	59.3	58.8	58.3	57.7	57.2	56.7	56.1	55.7
g/人・日		559.2	556.1	553.3	550.8	548.3	546.4	544.4	542.7	
事業系	可燃ごみ	t/年	10,549	10,585	10,585	10,651	10,622	10,622	10,658	10,687
		t/日	28.9	29.0	29.0	29.1	29.1	29.1	29.2	29.2
	不燃ごみ	t/年	40	37	37	37	37	37	37	33
		t/日	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09
	粗大ごみ	t/年	88	91	95	95	99	102	102	106
		t/日	0.24	0.25	0.26	0.26	0.27	0.28	0.28	0.29
	計	t/年	10,677	10,713	10,717	10,783	10,758	10,761	10,797	10,826
		t/日	29.3	29.4	29.4	29.5	29.5	29.5	29.6	29.6
ごみ 排出量	可燃ごみ	t/年	27,436	27,349	27,232	27,202	26,990	26,861	26,768	26,717
	不燃ごみ	t/年	1,090	1,068	1,052	1,038	1,018	1,005	992	978
	粗大ごみ	t/年	1,009	1,005	1,002	998	990	989	979	981
	資源ごみ	t/年	2,787	2,743	2,703	2,669	2,621	2,585	2,552	2,527
	計	t/年	32,322	32,165	31,989	31,907	31,619	31,440	31,291	31,203

ごみ排出量の実績及び見通し（年間排出量）



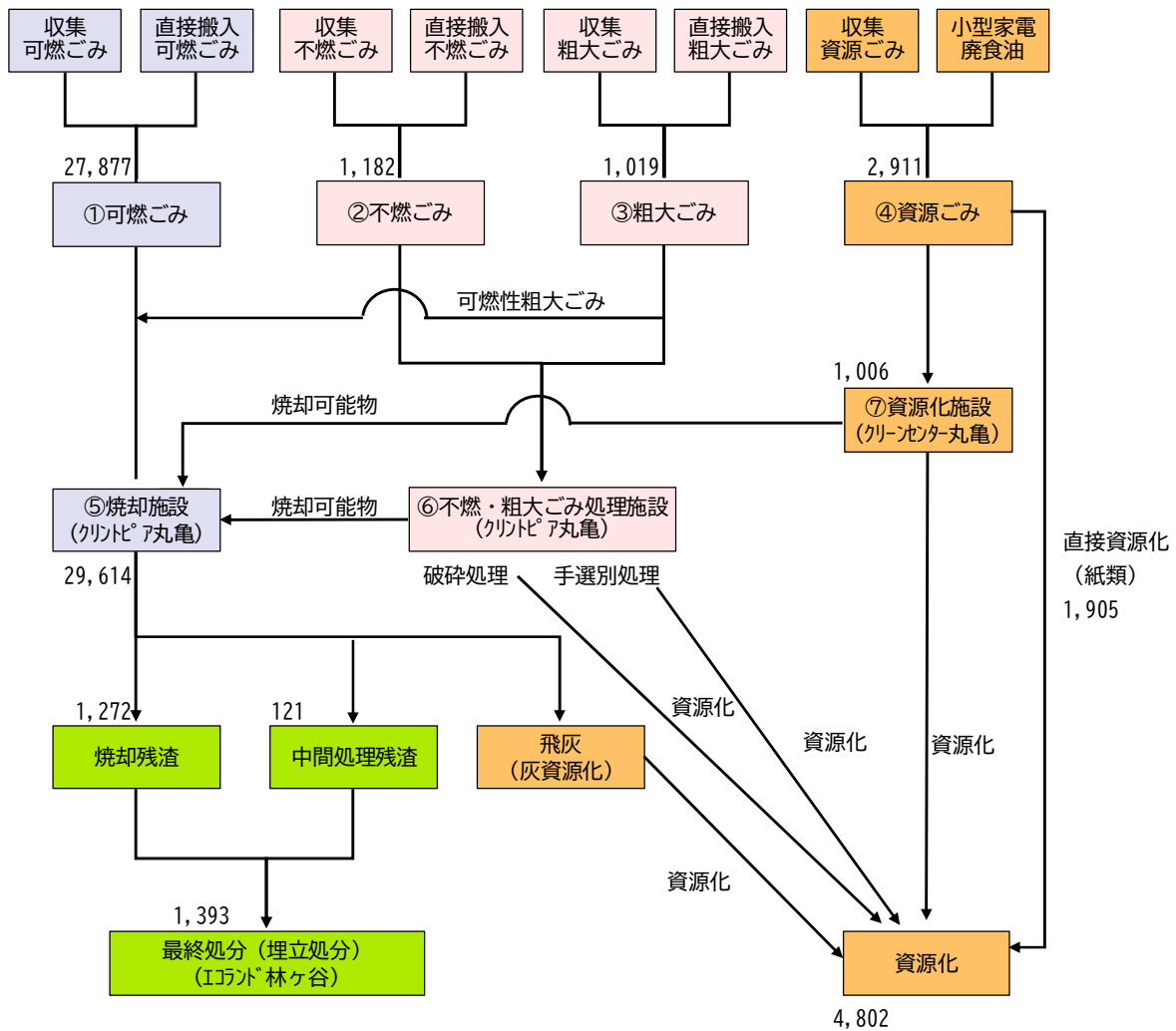
ごみ排出量の実績及び見通し（1日当たり排出量）



2. ごみ処理量の見込み

将来において、これまでどおりの市民生活や事業活動を続けた場合、ごみ処理量が将来的にどのように変化するかについて予測を行います。

ごみの発生抑制や再生利用に向けた改善策を継続して取り組んだ場合、今後の1人1日当たりのごみ排出量は過年度と同様のペースで推移すると考えられることから、今後のごみ処理量は「1. (4) ごみ排出量の実績及び見通し」で予測したごみ排出量に対して、過去の実績における処理方法を継続するとして予測します。



【本市のごみ処理フロー図（令和6年度実績）】

(1) ごみ処理量の実績及び見通し

予測したごみ排出量に対して、過去の実績における処理方法を継続するとして予測した「ごみ処理量の実績及び見通し」は、次ページのとおりです。

本計画の計画目標年次（令和17年度）におけるごみ処理量の内訳では、計画策定年次（令和6年度）と比べ、焼却処理量が約1,352 t /年（約4.6%）減少、資源化処理量が約504 t /年（約10.5%）減少、最終処分量が約65 t /年（約4.7%）減少する見込みです。さらに、リサイクル率は、約14.6%から約13.8%に減少（約0.8%）する見込みです。

## ■ごみ処理量の実績及び見通し

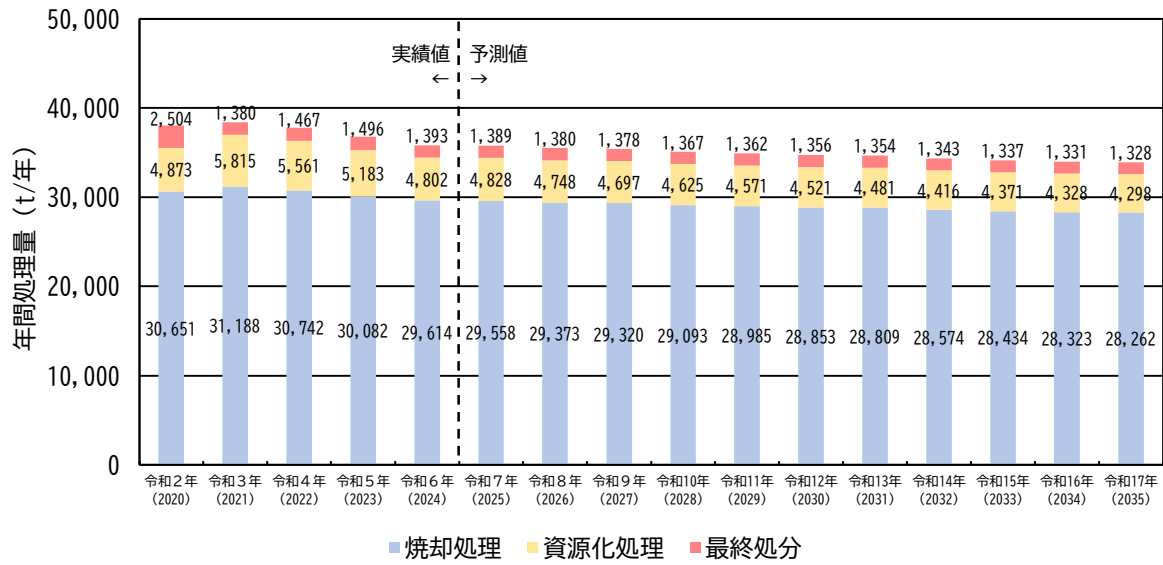
区分		年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
人口		人	109,302	108,787	108,143	107,845	107,463	107,108	106,754	106,399
年間日数		日	365	365	365	366	365	365	365	366
ごみ排出量		t/年	35,026	35,040	34,290	33,356	32,989	32,967	32,711	32,609
焼却処理	直接焼却	t/年	28,941	28,954	28,550	28,051	27,877	27,836	27,678	27,644
		t/日	79.3	79.3	78.2	76.6	76.4	76.3	75.8	75.5
		g/人・日	725.4	729.2	723.3	710.7	710.7	712.0	710.3	709.9
	中間処理焼却	t/年	1,710	2,234	2,192	2,031	1,737	1,722	1,695	1,676
		t/日	4.68	6.12	6.01	5.55	4.76	4.72	4.64	4.58
		g/人・日	42.9	56.3	55.5	51.5	44.3	44.0	43.5	43.0
	計	t/年	30,651	31,188	30,742	30,082	29,614	29,558	29,373	29,320
		t/日	84.0	85.4	84.2	82.2	81.1	81.0	80.5	80.1
		g/人・日	768.3	785.4	778.8	762.1	755.0	756.1	753.8	752.9
資源化処理	直接資源化	t/年	2,087	2,494	2,366	2,053	1,905	1,931	1,888	1,859
		t/日	5.72	6.83	6.48	5.61	5.22	5.29	5.17	5.08
		g/人・日	52.3	62.8	59.9	52.0	48.6	49.4	48.5	47.7
	中間処理後資源化	t/年	2,786	3,321	3,195	3,130	2,897	2,897	2,860	2,838
		t/日	7.63	9.10	8.75	8.55	7.94	7.94	7.84	7.75
		g/人・日	69.8	83.6	80.9	79.3	73.9	74.1	73.4	72.9
	計	t/年	4,873	5,815	5,561	5,183	4,802	4,828	4,748	4,697
		t/日	13.4	15.9	15.2	14.2	13.2	13.2	13.0	12.8
		g/人・日	122.1	146.4	140.9	131.3	122.4	123.5	121.9	120.6
最終処分	焼却残渣	t/年	1,223	1,257	1,305	1,368	1,272	1,271	1,263	1,261
		t/日	3.35	3.44	3.58	3.74	3.48	3.48	3.46	3.45
		g/人・日	30.7	31.7	33.1	34.7	32.4	32.5	32.4	32.4
	中間処理残渣	t/年	1,281	123	162	128	121	118	117	117
		t/日	3.51	0.34	0.44	0.35	0.33	0.32	0.32	0.32
		g/人・日	32.1	3.1	4.1	3.2	3.1	3.0	3.0	3.0
	計	t/年	2,504	1,380	1,467	1,496	1,393	1,389	1,380	1,378
		t/日	6.86	3.78	4.02	4.09	3.82	3.81	3.78	3.77
		g/人・日	62.8	34.8	37.2	37.9	35.5	35.5	35.4	35.4
リサイクル率		%	13.9	16.6	16.2	15.5	14.6	14.6	14.5	14.4

※小数点以下を含むため、合計数値が合わない場合があります。

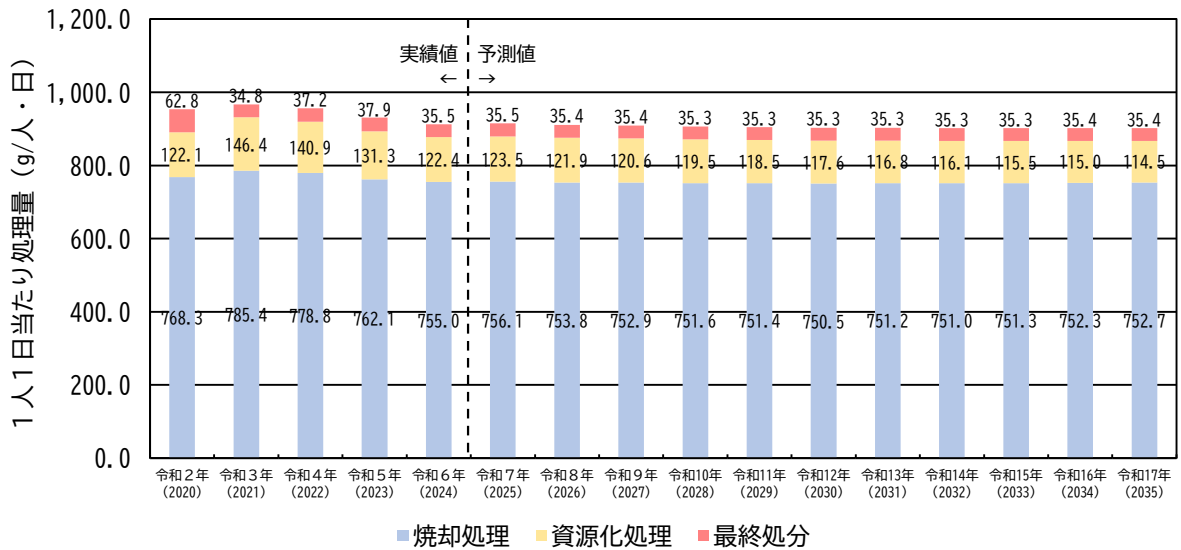
資料：丸亀市

区分	年度	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年	
人口	人	106,044	105,690	105,335	104,786	104,238	103,689	103,141	102,592	
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	
ごみ排出量	t/年	32,322	32,165	31,989	31,907	31,619	31,440	31,291	31,203	
焼却処理	直接焼却	t/年	27,436	27,349	27,232	27,202	26,990	26,861	26,768	26,717
		t/日	75.2	74.9	74.6	74.3	73.9	73.6	73.3	73.0
		g/人・日	708.8	708.9	708.3	709.3	709.4	709.7	711.0	711.5
	中間処理焼却	t/年	1,657	1,636	1,621	1,607	1,584	1,573	1,555	1,545
		t/日	4.54	4.48	4.44	4.39	4.34	4.31	4.26	4.22
		g/人・日	42.8	42.4	42.2	41.9	41.6	41.6	41.3	41.1
	計	t/年	29,093	28,985	28,853	28,809	28,574	28,434	28,323	28,262
		t/日	79.7	79.4	79.0	78.7	78.3	77.9	77.6	77.2
		g/人・日	751.6	751.4	750.5	751.2	751.0	751.3	752.3	752.7
資源化処理	直接資源化	t/年	1,823	1,794	1,768	1,746	1,714	1,691	1,669	1,653
		t/日	4.99	4.92	4.84	4.77	4.70	4.63	4.57	4.52
		g/人・日	47.1	46.5	46.0	45.5	45.0	44.7	44.3	44.0
	中間処理後資源化	t/年	2,802	2,777	2,753	2,735	2,702	2,680	2,659	2,645
		t/日	7.68	7.61	7.54	7.47	7.40	7.34	7.28	7.23
		g/人・日	72.4	72.0	71.6	71.3	71.0	70.8	70.6	70.4
	計	t/年	4,625	4,571	4,521	4,481	4,416	4,371	4,328	4,298
		t/日	12.7	12.5	12.4	12.2	12.1	12.0	11.9	11.7
		g/人・日	119.5	118.5	117.6	116.8	116.1	115.5	115.0	114.5
最終処分	焼却残渣	t/年	1,251	1,246	1,241	1,239	1,229	1,223	1,218	1,215
		t/日	3.43	3.41	3.40	3.39	3.37	3.35	3.34	3.32
		g/人・日	32.3	32.3	32.3	32.3	32.3	32.3	32.4	32.4
	中間処理残渣	t/年	116	116	115	115	114	114	113	113
		t/日	0.32	0.32	0.32	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31
		g/人・日	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	計	t/年	1,367	1,362	1,356	1,354	1,343	1,337	1,331	1,328
		t/日	3.75	3.73	3.72	3.70	3.68	3.66	3.65	3.63
		g/人・日	35.3	35.3	35.3	35.3	35.3	35.3	35.4	35.4
リサイクル率	%	14.3	14.2	14.1	14.0	14.0	13.9	13.8	13.8	

ごみ処理量の実績及び見通し（年間処理量）



ごみ処理量の実績及び見通し（1人1日当たり処理量）



### 第 3 節 ごみ排出量及び処理量の目標

本市のごみの発生抑制や再生利用等の目標については、国や県で定めている「廃棄物の減量化等の目標」との整合を図るために、国や県の目標を参考にすることとします。また、市独自で設定している目標については、実績を踏まえ一部見直して継続することとします。

#### 1. 国で定めている「廃棄物の減量化等の目標」

国では循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会形成推進基本計画を策定し、

- ・循環型社会形成に向けた取組の中長期的な施策の方向性
- ・目指すべき循環型社会の将来像
- ・各主体の連携と役割
- ・国の取組

を5つの柱（重点分野）ごとに定めています。

#### 5つの柱（重点分野）

①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正管理・環境再生の実行
⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

なお、令和6年8月に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行を重要な政策課題ととらえていることから、資源循環に関する指標を目標値として設定しています。

#### 【第五次循環型社会形成推進基本計画】（令和6年8月）

区 分	【目標年度】 令和12年度
●具体的な3R行動の実施率 ※例：ごみの分別、詰め替え製品の使用、マイバッグの持参、使い捨て製品や無駄なものを買わない、マイ箸の携帯、リユース品・リサイクル品の購入	目標値 50%
●地域ごとの一般廃棄物の排出量	目標値 ー
●地域ごとの一般廃棄物の焼却量	目標値 ー
●1人1日当たりごみ焼却量	目標値 約580g/人・日

## 2. 県で定めている「廃棄物の減量化等の目標」

県では令和7年12月にパブリックコメントを実施した「香川県循環型社会推進計画（素案）」において、持続可能な循環型社会の形成に向けた施策を展開するため、

- ①循環型社会づくりの推進
- ②廃棄物の適正処理の推進
- ③災害廃棄物処理対策の推進

の3つの施策を定めています。

また、一般廃棄物の減量化等の目標値を次のとおり設定しています。

## 【香川県循環型社会推進計画（素案）】

区 分	【現況】 令和6年度	【目標年度】 令和12年度
●3Rの推進に積極的に取り組んでいると答えた人の割合	実績値 41.1% (R7.6)	目標値 56.0%
●一般廃棄物の総排出量	実績値 28.6万 t /年 (R5)	目標値 26.0万 t /年
●一般廃棄物の1人1日当たり排出量	実績値 825g/人・日 (R5)	目標値 793g/人・日
●一般廃棄物のリサイクル率	実績値 18.8% (R5)	目標値 24.0%
●廃プラスチック類の再生利用率	実績値 40.0% (R5)	目標値 75.0%

## 3. 本市の「廃棄物の減量化等の目標」

本市が定める指標は、「国が定めている廃棄物減量化の目標」、「県が定めている廃棄物の減量化等の目標」で示した各指標との整合を図るとともに、資源化率の向上や最終処分量の削減のため、今後とも継続してごみの減量化に取り組んでいく必要があることから、次の4つの目標を定めます。

廃棄物の減量化等の目標	設定主体	ごみ処理基本計画への適用
①1人1日当たりのごみ排出量	県	県の目標を参考として設定する。
②1人1日当たりの生活系ごみ排出量	市	市の目標を設定する。
③リサイクル率	県	県の目標を参考として設定する。
④1人1日当たりのごみ焼却量	国	国の目標を参考として設定する。
※最終処分量	県	結果指標とし、目標には設定しない。

区分	【参考】 国・県の目標	【計画策定年次】 令和6年度	【中間目標年次】 令和12年度	【目標年次】 令和17年度
●目標① 1人1日当たりのごみ排出量（原単位） ※生活系ごみ、事業系ごみ含む総排出量	県 793g/人・日 (R12)	実績値 841.0g/人・日	目標値 809.0g/人・日	目標値 782.4g/人・日
●目標② 1人1日当たりの生活系ごみ排出量（原単位） ※資源ごみ等を除く	440.0g/人・日	実績値 566.3g/人・日	目標値 497.4g/人・日	目標値 440g/人・日
●目標③ リサイクル率（%） （資源化処理総量 ÷ ごみ総排出量）	県 24.0% (R12)	実績値 14.6%	目標値 19.7%	目標値 24%
●目標④ 1人1日当たりのごみ焼却量	国 580g/人・日 (R12)	実績値 755.0g/人・日	目標値 645.0g/人・日	目標値 553.4g/人・日

※循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）

※香川県循環型社会推進計画（素案）

※リサイクルステーション等の事業者の店舗回収が積極的に実施されていますが、これらの回収量が公的な統計に計上されないため、市のリサイクル率の数値が実態より低く表示されることがあります。

また、目標として掲げる各数値は、国や県が定めた「廃棄物の減量化等の目標」を参考とするものとし、予測値と大きく乖離しない数値を達成目標にします。また、丸亀市環境基本計画で定めている目標との整合も図ります。

なお、県で定めている廃棄物の減量化等の目標のうち、最終処分量は、ごみの発生抑制やリサイクル率の向上等の各取組の結果により最終処分量の減少につながるため、結果指標としてとらえ、廃棄物の減量化等の数値目標には採用しないことにします。

(1) 1人1日当たりのごみ排出量の削減目標

現在の発生抑制や再生利用、循環型社会の形成に向けた改善策に継続して取り組んだ場合、1人1日当たりのごみ排出量は、令和17年度において831.0g/人・日(31,203t/年)と予測しています。

予測結果では、国が定めている目標850g/人・日を達成できますが、県で定めている目標793g/人・日を達成できない見込みです。本市においては、県が定める目標値を参考として本市の目標値を設定し、引き続きごみ排出量の削減を目指します。

(2) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の削減目標

現在の発生抑制や再生利用、循環型社会の形成に向けた改善策に継続して取り組んだ場合、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、令和17年度において542.7g/人・日(20,377t/年)と予測しています。

予測結果では、国が定めている目標440g/人・日を達成できない見込みです。本市においては、国が定める目標値を参考として本市の目標値を設定し、引き続き生活系ごみ排出量の削減を目指します。

(3) リサイクル率の向上目標

現在の発生抑制や再生利用、循環型社会の形成に向けた改善策に継続して取り組んだ場合、リサイクル率は、令和17年度において約14.2%と予測しています。

令和6年度の実績では、県が定めているリサイクル率の目標(令和2年度においてリサイクル率を24%にする)及び本市が定める目標(平成25年度実績に対してリサイクル率を3%向上させる)を達成できていません。リサイクル率の目標値は、引き続き県が定める目標値を参考として本市の目標値を設定し、さらにリサイクルの推進に努めます。

(4) 1人1日当たりのごみ焼却量

現在の発生抑制や再生利用、循環型社会の形成に向けた改善策に継続して取り組んだ場合、1人1日当たりのごみ焼却量は、令和17年度において752.7g/人・日(28,262t/年)と予測しています。

予測結果では、国が定めている目標580g/人・日を達成できない見込みです。本市においては、国が定める目標値を参考として本市の目標値を設定し、ごみ焼却量の削減を目指します。

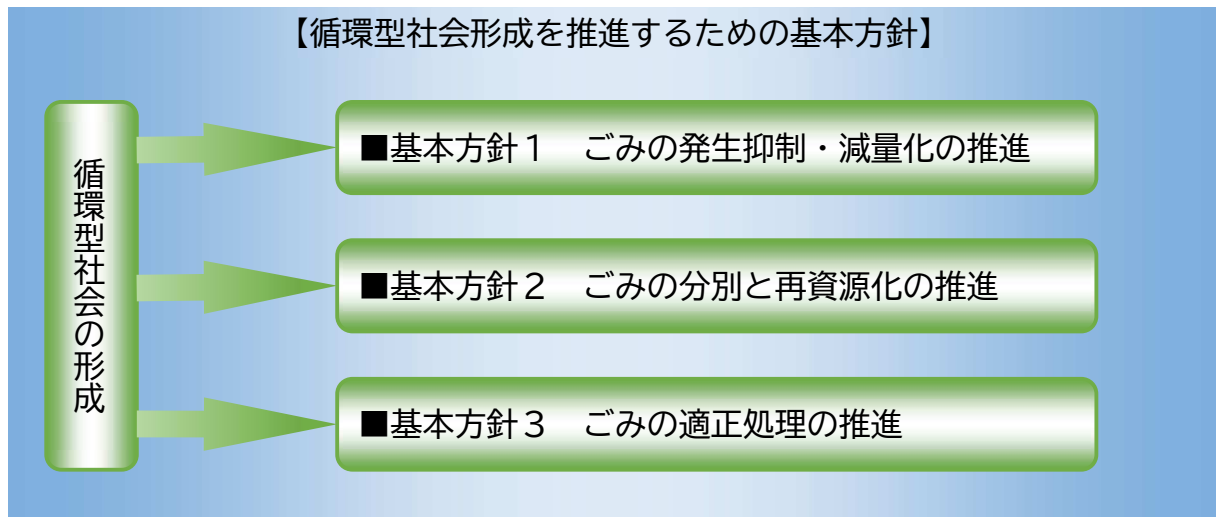
第 4 節 目標の達成に向けた取組

循環型社会形成を推進するための基本方針に基づき、ごみの減量・再資源化等の目標を達成するため、廃棄物処理の優先順位を踏まえ、基本的な取組を定めます。

●廃棄物処理の優先順位

循環型社会形成推進基本法で定められた廃棄物処理の優先順位は、次のとおりです。

- ①廃棄物等の「リデュース[発生抑制]」
- ②使用済み製品をそのまま使う「リユース[再使用]」
- ③廃棄物等を原材料として利用する「リサイクル[再生利用]」
- ④廃棄物等から熱を得ることにより利用する「熱回収」
- ⑤廃棄物の「適正処理」



【方向性を同じくするSDGsのゴール】



■基本方針1 ごみの発生抑制・減量化の推進

市民、事業者、行政の協働により、生活系ごみ、事業系ごみの発生抑制・減量化を推進します。(リデュース[発生抑制]、リユース[再使用])

●具体的取組

- ・ 3 R + Renewableの普及啓発・環境学習の推進
- ・ 2 R (リデュース・リユース) を意識した3 R + Renewableの取組の推進
- ・ 食品ロス削減の推進

■基本方針2 ごみの分別と再資源化の推進

分別排出の徹底により、従来なら可燃ごみや不燃ごみとして排出していたもののなかから資源ごみを分別し、ごみの再資源化等を推進します。(リサイクル[再生利用])

●具体的取組

- ・ 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充
- ・ プラスチック資源循環の推進
- ・ 分別の徹底と分別収集の充実

■基本方針3 ごみの適正処理の推進

ごみの適正処理を行うため、不法投棄の防止に努め、計画的な施設の維持管理により、環境にやさしいごみの適正処理を推進します。

●具体的取組

- ・ 計画的な収集・運搬計画
- ・ 適正な中間処理及び最終処分計画

## 1. ごみの発生抑制・減量化の推進

### (1) 3R+Renewableの普及啓発・環境学習の推進

家庭や事業所から排出されるごみの減量化を推進するため、広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ、ケーブルテレビ等これまでの広報活動に加え、出前講座等の機会や3R+Renewableに関する先進的な取組事例の情報提供等の積極的な啓発活動を行うとともに、「エシカル消費<sup>\*19</sup>」（倫理的消費）の普及啓発等、消費者教育の推進に努めます。

また、マイバッグ・マイボトルの持参や詰替商品・簡易包装商品等の購入によるごみの削減、リサイクル製品の購入等、環境にやさしいライフスタイルへの転換を呼びかけます。

#### 【市の取組】

- ・ごみの発生抑制につながる環境にやさしいライフスタイルの啓発を行います。
- ・マイバック運動や過剰包装の削減等の啓発を行います。
- ・厨芥ごみ<sup>\*20</sup>（生ごみ）の減量化を促すための啓発を行います。
- ・容器包装廃棄物<sup>\*21</sup>の削減を促すための啓発・支援を行います。
- ・不用品等の再使用促進のための啓発・支援を行います。（エコ丸工房等）
- ・3Rをテーマとした環境教育、環境学習の充実を図ります。（副読本の作成・エコ丸工房等）
- ・消費者教育の推進に努めます。（くらしのセミナー等）
- ・市民団体等による集団回収の推進に向けた啓発・支援を行います。
- ・生ごみ処理機<sup>\*22</sup>補助金制度等の活用に関する啓発・支援を行います。
- ・事業所への指導・啓発を行います。
- ・事業所へのリニューアブルの先進的な取組事例等の情報発信を努めます。
- ・小売店、商店街等への過剰包装等削減の協力要請を行います。
- ・家庭や事業者から発生する食品ロスの削減を推進します。
- ・ファッションロス<sup>\*23</sup>削減のため、県と連携して衣類の回収やリサイクルを推進します。

\*19 エシカル消費：地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと

\*20 厨芥（ちゅうかい）ごみ：台所から出る野菜のくずや食べ残しなどのごみのこと

\*21 容器包装廃棄物：商品の容器包装であって、商品が消費等された場合に不要になるもの

\*22 生ごみ処理機：生ごみの減量・堆肥化を目的とした装置

\*23 ファッションロス：まだ着られるのに捨てられる衣服のこと

## (2) 2 R（リデュース・リユース）を意識した 3 R + Renewableの取組の推進

環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成に重要な 3 Rのうち、2 R（リデュース・リユース）に対する意識は、リサイクルに比べて相対的に低い結果となっていることから、環境学習プログラム等の充実を図り、2 Rを意識した 3 R + Renewableの普及啓発や取組を推進することにより、ごみ減量化を進める等、発生抑制の促進に努めます。

## 【市民の取組】

- ・不要になるものは買わない、貰わない生活スタイルを心がけます。
- ・購入時には長く使用できるものを選び、可能なものは修理・修繕する等、長く大事に使います。
- ・買い物際にはマイバッグを持参します。
- ・買いすぎや作りすぎに注意して、手つかずの食料品や食べ残しをなくします。
- ・過剰包装を断り、ばら売り商品や簡易包装商品を選びます。
- ・使い捨て商品の利用を減らし、詰替え商品や再使用できる商品を選びます。
- ・ペットボトル、食品トレイ、牛乳パック等の自主回収に協力します。
- ・生ごみの水切りを徹底し、生ごみの減量化に取り組めます。
- ・生ごみ処理機やコンポスト容器<sup>\*24</sup>を活用する等、生ごみの減量化に取り組めます。
- ・市が取り組む施策を理解し、参加・協力します。

## 【事業者の取組】

- ・原材料の選択や製造工程を工夫すること等により、ごみの発生抑制や再生可能な商品の製造に努めます。
- ・適正な在庫管理を行い、事業系ごみの排出量削減に努めます。
- ・過剰包装をやめ、包装の簡易化に取り組めます。
- ・小売り業者は、できる限り使い捨て製品の提供を抑制し、環境負荷の少ない製品を提供します。
- ・レジ袋の有料化やポイント制を活用する等、レジ袋の削減に取り組めます。
- ・ペットボトル、食品トレイ、牛乳パック等の自主回収に取り組めます。
- ・社員への環境教育を進めるとともに、地域の関連イベント等に参加・協賛します。
- ・原料について、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるように努めます。
- ・市が取り組む施策を理解し、参加・協力します。

\*24 コンポスト容器：容器の底を土に埋め、中に生ごみと土を交互に重ね入れて発酵させ、有機肥料を作るための装置

(3) 食品ロス削減の推進

1) 食品ロス削減の意義

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず、食べ残しや消費期限切れ等、手付かずに捨てられている食品のことです。食品の製造、販売、消費に至る一連のサプライチェーン\*25において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生していることから、食品に応じた適切な保存や食材の有効活用、適切な買い物等に関する意識啓発など、直接廃棄される食品ロスを削減することが重要です。また、食料の多くを海外輸入に依存している状況を踏まえ、食品ロスの削減に向けて積極的な発生抑制に取り組みます。

2) 食品ロス削減に向けた方向性

食品ロスを削減するためには、市民一人ひとりが食品ロスの発生している現状と問題点、削減の意義について理解するとともに、その削減に向けた行動を実践することが必要です。

具体的には、

- ・食べ物を無駄にしない意識を持ち、
  - ・食品ロスの現状とその削減の必要性について認識したうえで、
  - ・製造、販売の各段階や買い物、保存、調理、消費の各場面において食品ロスが発生していることや、
  - ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的な行動を理解し、
  - ・可能なものから具体的な行動に移す、
- ことが求められます。

こうした理解と行動の変革が広がるよう事業者、消費者、丸亀市、県、関係団体等の多様な主体が連携・協働することによって、食品ロスの削減を推進するものとします。

3) 食品ロスの削減推進のために求められる役割と行動

食品ロスは消費者及び事業者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるため、消費者や事業者がその役割と行動を理解し、実践することが重要です。

また、事業者は自らの取組を消費者に伝え、消費者は食品ロスの削減に取り組む事業者を積極的に利用する等の双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要です。

これに消費者団体やNPO、行政も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働することにより、先進的な取組事例が創出されることが期待されます。

---

\*25 サプライチェーン：製品やサービスが消費者に届くまでの一連の流れ

## 4) 基本的施策

本市では、これまで、食品ロスの削減について、広報紙やごみカレンダー等で啓発に取り組むとともに、小学校の社会科副読本に掲載し授業で活用する等、教育現場での啓発に取り組んできました。

今後、それらの施策に引き続き取り組むとともに、関係各課と連携した取組や定住自立圏域での共同での取組等の効果的な施策の実施を模索するとともに、県と連携した普及啓発に取り組むことで、これまで以上に食品ロス削減の重要性についての理解と関心を高める教育や普及啓発の施策を推進します。

## 【参考】県における食品ロスの発生量と課題及び数値目標

香川県食品ロス削減推進計画では、県の食品ロス発生量は年間37,431トン（家庭系17,489トン、事業系19,942トン）で、県民1人1日当たり106g（家庭系49.5g、事業系56.5g）を排出していると推計しています。食品ロスの発生源は、家庭系が46.7%、事業系が53.3%で、家庭系については「直接廃棄（手付かず食品）」の割合が高くなっています。

また、県は、国の数値目標を踏まえ、次の指標の数値目標を設定しています。

## 【県の食品ロスの削減目標】

指 標		現 状	目 標
		平成29年度（2017）	令和12年度（2030）
家庭系食品ロス	発生量	17,489 t	13,700 t
	1人1日当たり	49.5 g	39.0 g
事業系食品ロス	発生量	19,942 t	15,600 t
	1人1日当たり	56.5 g	45.0 g
【 合 計 】	発生量	37,431 t	29,300 t
	1人1日当たり	106 g	84 g

## 2. ごみの分別と再資源化の推進

### (1) 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充

分かりやすい分別表の作成や広報紙、ホームページ、ごみ分別アプリ等を活用し、家庭において分別排出に取り組みやすい環境をつくるための情報提供に努めます。

また、分別排出の徹底により、従来なら可燃ごみや不燃ごみとして排出していたもののなかから資源ごみを分別するとともに、集団回収の充実を図る等、ごみの再資源化等を推進します。

### (2) プラスチック資源循環の推進

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」が令和4年4月に施行され、プラスチック使用製品の製品設計から製造、使用、排出、回収・リサイクルまでの各段階での資源循環の取組が強化されたことから、県や近隣市町との地域ブロック会議で課題の抽出や対応の検討等の情報共有を図るとともに、事業者や市民を含めプラスチックのライフサイクル全体において関わりがある、すべての関係者との連携協働を推進します。

また、プラスチック使用製品の使用後は、徹底的に分別収集し、リサイクルによる再生利用や熱回収によるエネルギー利用が図られるよう意識啓発に努めます。

### 【市の取組】

- ・「ごみ収集カレンダー」を作成し、全戸配布を行います。
- ・市広報紙、市ホームページ、ごみ分別アプリに情報を掲載します。
- ・啓発ポスター、チラシ等の活用による周知・啓発を図ります。
- ・リチウムイオン電池やカセットボンベ等、車両火災等につながるごみについて、特に分別の周知・啓発を図ります。
- ・違反ごみ等への対応を強化します。
- ・資源ごみの盗難防止対策に努めます。
- ・プラスチックごみの分別収集や一括回収に向け、県や近隣市町と連携し取り組みます。
- ・事業者へのプラスチック資源の循環やプラスチックごみの3R + Renewableの取組の促進に努めます。
- ・使用済小型家電の回収ボックスの設置箇所の周知や回収ボックスの増設等について検討しながら、再資源化の促進に努めます。

(3) 分別排出区分

ごみの減量化・再資源化を進めるため、ごみの適切な分別を推進するとともに、分別することで資源化ができるもの（例：小型家電等）や従来なら可燃ごみや不燃ごみとして排出されていたもののなかから資源ごみを収集する等、分別排出の徹底を図ります。

■分別区分

分別区分	対象品目	
可燃ごみ (燃えるごみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆調理くず、残飯、貝殻 等</li> <li>◆紙くず、紙おむつ、すいがら、使い捨てカイロ、保冷剤 等</li> <li>◆包装等に使用されているやわらかいプラスチック類、ラップ類、パック類、チューブ類</li> <li>◆ほうき、箸、竹串 等</li> <li>◆繊維くず、ぬいぐるみ、まくら、ボール 等</li> <li>◆カップ類、発砲スチロール、トレイ類</li> <li>◆カセットテープ、ビデオテープ 等（ケース込）</li> <li>◆靴全般（安全靴は不燃ごみ）、ハンドバッグ等のゴム・皮製品</li> <li>◆在宅医療に伴う廃棄物</li> <li>◆枯葉、小枝、ホース 等</li> </ul>	
不燃ごみ (破碎ごみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆陶器・金属の食器類</li> <li>◆鏡、ガラス類（耐熱ガラス、板ガラス、哺乳びん 等）</li> <li>◆破碎が必要な硬いポリ類・プラスチック類</li> <li>◆一斗缶、バケツ、洗面器、塗料缶 等</li> <li>◆DVD、CD、レコード、ボールペン、針金、針金ハンガー、玩具 等</li> <li>◆植木鉢、花瓶 等</li> <li>◆やかん、鍋、フライパン 等</li> <li>◆刃物類、電球、LED球（蛍光灯以外）</li> <li>◆ホースリール（本体のみ）</li> </ul>	
資源ごみ	◆缶類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スチール製缶（ジュース・コーヒー缶、菓子・のり缶、カセットボンベ・スプレー缶、食用油缶 等）</li> <li>・アルミ製缶（ジュース、酎ハイ、ビール 等）</li> </ul>
	◆びん類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駄びん</li> <li>・生びん（ジュース、コーラ、ビール、酢、ウイスキー、一升びん 等）</li> </ul>
	◆紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞（広告紙含む）</li> <li>・ダンボール</li> <li>・雑誌、紙折箱、厚紙、紙袋、包装紙</li> <li>・牛乳パック、ジュースパック</li> </ul>
	◆布類	
	◆ペットボトル	
	◆乾電池、水銀体温計、水銀温度計、ライター、傘、蛍光灯（電球型蛍光灯も含む）	
	◆小型家電	
◆廃食油		
粗大(大型)ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自転車、タンス・ソファー等、ふとん・毛布・じゅうたん等、ガスコンロ、カセットコンロ、テーブル、机、椅子、ベッド 等</li> </ul> <p>※大きさがおおむね18ℓ缶より大きく、一辺の長さが50cmを越えるもので、大の指定ごみ袋に入らない大型のもの。例えば、引越し等での出る大型のごみをいいます。</p>	

### 3. ごみの適正処理の推進

#### (1) 収集・運搬計画

本市で排出されるごみは、現在の収集・運搬体制を継続しますが、毎年度策定する「ごみ処理実施計画」により、効率的でかつ適正な収集・運搬計画に適宜見直しを行い実行します。

- ・計画的な収集・運搬計画の策定と実施
- ・ごみ集積所の適正な維持管理（ごみ集積所管理システムの構築等）
- ・環境対応車両導入の検討（収集運搬車両）

#### 1) 収集・運搬体制

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ
生活系ごみ	直営・委託 又は直接搬入	直営・委託 又は直接搬入	直営 又は直接搬入	直営 又は直接搬入
事業系ごみ	許可業者 又は直接搬入	—	—	許可業者 又は直接搬入

#### 2) 収集頻度

分別区分		丸亀地区	飯山地区	綾歌地区	
可燃ごみ		おおむね2回/週	おおむね2回/週	おおむね2回/週	
不燃ごみ		おおむね2回/月	おおむね2回/月	おおむね2回/月	
資源ごみ	缶類	おおむね1回/月 (同日収集)	おおむね2回/月 (同日収集)	おおむね2回/月 (同日収集)	
	びん類				
	乾電池、水銀計、傘、蛍光灯		おおむね2回/月 (同日収集)	おおむね2回/月 (同日収集)	
	紙類				
	布類				
	ペットボトル		おおむね2回/月	おおむね2回/月	おおむね2回/月
	小型家電		随時		
廃食油	随時				
粗大ごみ		随時			

※ごみ収集日は毎年度のごみ収集カレンダーによる。

3) 収集方法

収集方法は、ステーション方式を継続します。また、ステーションの場所及び箇所数は、人口の状況、ステーションまでの距離や地域住民の要望等を考慮し、適宜見直しを行うものとしします。

また、地域外の市民によるごみ出し、収集日以外の排出等のマナー違反に対して、注意喚起のためのステッカー貼付のほか、地域住民による排出時の監視や定期巡回等を行い、ごみ排出のマナー向上に努めます。

■収集・運搬方法

排出区分	分別区分	収集方式	排出容器	ごみ収集・処理手数料	運搬先	
生活系	可燃ごみ	ステーション方式又は直接搬入も可	ステーションの場合は指定ごみ袋 直接搬入の場合は透明・指定ごみ袋で可	指定ごみ袋 大:40円/枚 大(マチ付):40円/枚 中:30円/枚 小:20円/枚 特小:15円/枚 直接搬入の場合 100円/10kg ※指定ごみ袋に可燃ごみと不燃ごみの分別ができていれば無料	クリントピア丸亀	
	不燃ごみ					
	資源ごみ	缶類	ステーション方式又は直接搬入も可	専用ケース ひもで縛る	無料	クリーンセンター丸亀
		びん類				
		紙類				
		布類				
		ペットボトル				
		乾電池、モバイルバッテリー、水銀計、傘				
		蛍光灯				
	小型家電	直接搬入又は拠点回収	-			
廃食油	直接搬入又は拠点回収	拠点回収はペットボトルに入れる	無料	クリーンセンター丸亀		
粗大ごみ		戸別収集又は直接搬入も可	-	有料※	クリントピア丸亀	
事業系	可燃ごみ・可燃性粗大ごみ		直接搬入又は許可業者に委託	200円/10kg	クリントピア丸亀	
	不燃ごみ		許可業者に委託		クリントピア丸亀	

※主な品目の粗大ごみ手数料

主な品目	手数料
エレクトーン、オートバイ(原付50cc以下)、健康器具・トレーニング器具、ソファ(2人掛以上)、畳、棚(スチール製)、机(スチール製)、ベッド(スプリング入りのマットレスは除く)、ベンチ、ロッカー等	700円
編み機、椅子、一輪車、スーツケース、ベビーカー・シルバーカー、車椅子、下駄箱、コタツ、座卓、三輪車・自転車等	500円
衣装ケース・収納ケース、じゅうたん・カーペット、ふとん(2枚まで)、座布団・クッション(5枚まで)、毛布(2枚まで)等	300円
直接搬入の場合	100円/10kg

## (2) 中間処理計画

本市のごみ処理における中間処理は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに関しては、中讃広域行政事務組合ごみ処理施設(クリントピア丸亀)において焼却処理と不燃・粗大ごみの破碎選別処理を行い、飛灰については資源化を行っています。処理残渣は中讃広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場(エコランド林ヶ谷)で埋立処分を行っています。

資源ごみは、本市の資源化施設(クリーンセンター丸亀)において、缶類の選別・圧縮成型、ペットボトルの圧縮梱包、びん類の選別を行っています。

今後とも、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに関しては、中讃広域行政事務組合において焼却処理と破碎選別処理を行い、飛灰については資源化を行います。また、資源ごみに関しては、本市の資源化施設で資源化処理を行います。

また、これら現有施設の適正な維持管理を図っていくものとします。

## ■ 中間処理施設と処理主体

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
中間処理施設	焼却施設	不燃・粗大ごみ 処理施設	不燃・粗大ごみ 処理施設	資源化施設
	クリントピア丸亀	クリントピア丸亀	クリントピア丸亀	クリーンセンター 丸亀
処理主体	中讃広域 行政事務組合	中讃広域 行政事務組合	中讃広域 行政事務組合	丸亀市

■焼却施設/不燃・粗大ごみ処理施設/リサイクルプラザ

項目	内容
施設名	クリントピア丸亀
所在地	香川県丸亀市土器町北一丁目72番地2
焼却施設	炉形式：全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
	焼却施設：処理能力：260 t / 日(130 t / 24h × 2 炉)
	建設年度：(着工)平成6年8月、(竣工)平成9年3月
不燃・粗大ごみ 処理施設	選別の種類：4種分別(鉄、アルミ、可燃物、不燃物)
	破砕機形式：縦型衝撃・せん断併用回転式
	処理能力：45 t / 5 h
リサイクルプラザ (エコ丸工房)	ガラス工房、機械工房、木工房、石けん工房 その他工房（古着古布、電気他） 展示ホール
供用開始年度	平成8年度
事業主体	中讃広域行政事務組合

■資源化施設

項目	内容
施設名	クリーンセンター丸亀
所在地	香川県丸亀市川西町南乙66番地1
処理能力	P E Tボトル圧縮梱包機：500kg/h
	缶類選別機：600kg/h
	ビン類自動色選別機：800kg/h
処理方式	P E Tボトル：圧縮梱包
	缶類：磁力選別→圧縮成型
	ビン類：3色種別カレット(無色・茶・その他)
建設年度	(竣工)平成15年3月
供用開始年度	平成14年度
事業主体	丸亀市

■中間処理量の見込み（令和7年度～令和17年度）

区分	令和7年度～ 令和17年度	年平均
焼却処理量（中間処理後の焼却処理量を含む）	317,584 t	31,758 t / 年
焼却以外の中間処理量（分別後の資源化処理量を含む）※	30,348 t	3,035 t / 年
直接資源化処理量	19,536 t	1,954 t / 年
合計	367,468 t	36,747 t / 年

※排出された不燃、粗大、資源ごみから直接資源化処理量を除いたもの（分別等の中間処理をするごみ量）

(3) 最終処分計画

本市のごみ処理における最終処分は、中間処理過程において生じた、焼却残渣、不燃ごみ・粗大ごみ破碎残渣等であり、中讃広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場（エコランド林ヶ谷）において埋立処分を行っており、今後とも継続します。

埋立処分の目的は、生活環境の保全上支障が生じない方法で廃棄物を適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用し、安定化・無害化することにあります。この目的を達成するため、減量・減容化の努力を講じ、埋立処分対象物、埋立処分量、地域環境等を考慮して適正な処分を今後とも実施していくものとします。

■一般廃棄物最終処分場

項目	内容
施設名	エコランド林ヶ谷
所在地	香川県仲多度郡まんのう町追上325番27
埋立容量	365,000m <sup>3</sup> （残容量：61,410m <sup>3</sup> ）※令和7年3月末現在
埋立方法	セル方式/サンドイッチ方式
埋立期間	平成11年度～令和9年度
浸出水処理施設	処理水量：70m <sup>3</sup> /日 処理方式：生物処理＋凝集沈殿
供用開始年度	平成10年度
設置主体	中讃広域行政事務組合

項目	内容
施設名	飯山町不燃物埋立地
所在地	香川県丸亀市飯山町東坂元
埋立容量	76,000m <sup>3</sup> （残容量：0m <sup>3</sup> ）
埋立方法	セル方式
埋立期間	昭和61年度～平成16年度 ※休止中
浸出水処理施設	処理水量：26m <sup>3</sup> /日 処理方式：接触酸化＋凝集沈殿
供用開始年度	昭和61年度
設置主体	丸亀市

## ■最終処分量の見込み（令和7年度～令和17年度）

区 分	令和7年度～令和17年度	年平均
焼却残渣(焼却灰等)	13,657 t	1,366 t
中間処理残渣(灰固化物)	1,268 t	127 t
最終処分量 計	14,925 t	1,493 t

第 5 節 推進体制

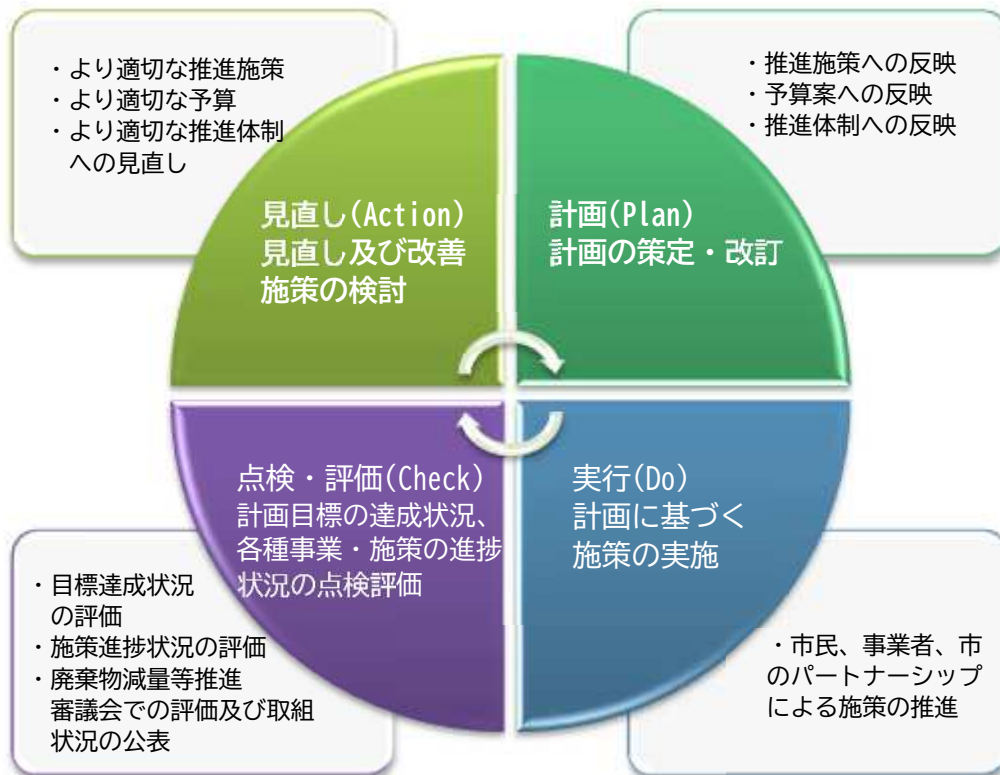
本計画を推進するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことが重要です。さらに、相互の協働関係をより一層強化することで、ごみの減量、再生利用を図り、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりの実現を目指します。

1. 管理評価システムの構築

(1) 計画の進捗管理

一般廃棄物処理基本計画は、5年ごとに見直していく予定ですが、過去の行動を評価し、改善点を抽出し、改善点を正すための計画を策定し、実践します。すなわち、PDC A サイクル (Plan (計画の策定)、Do (施策の実行)、Check (評価)、Action (見直し)) を実践することが重要となります。

今後、本計画で策定した施策の取組状況を確認し、環境への負荷や費用対効果等の面から評価、公表するとともに、これを踏まえて、改善策と新しい目標値の検討等、具体的な施策を展開します。



(2) 「丸亀市廃棄物減量等推進審議会」による評価

本計画の管理評価の一環として「丸亀市廃棄物減量等推進審議会」において、本計画に記載した施策の取組状況を評価し、次年度以降の取組方法の改善を図る等の施策の進捗管理を行います。また、この会議においておおむね5年ごとに達成状況を確認し、目標値を見直していく等の本計画の管理評価を行います。

「丸亀市廃棄物減量等推進審議会」は、丸亀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条及び同規則第11条に基づき、識見を有する者、各種団体の代表者より、15名以内で組織されています。

2. 不法投棄対策の強化

現在は、市職員による定期的なパトロールを実施し、不法投棄や不適切な投棄の防止に努めています。今後は、これらの取組を継続しつつ、市民や事業者に対する啓発を行うとともに、地域や関係機関と連携した対策を強化していきます。

特に、不適切な投棄が頻発しているごみステーションについては、状況に応じて重点的に対応するごみステーションとして指定し、利用者や自治会等とも連携しながら、防止体制の充実を図ります。ごみステーションの日常的な維持管理は、引き続き利用者や自治会等が協働して行うことを基本とし、市はその状況を把握し、必要に応じて関与・対応することで、地域の取組を後押ししていきます。

具体的には、重点的に対応するとして指定したごみステーションのパトロールの内容や頻度を工夫し、不適切な排出物が確認された場合には、排出者の特定に努め、個別に指導等を行うことで再発防止につなげます。また、自治会等への監視カメラ貸出事業を継続するとともに、市が主体的に監視カメラを設置・運用することも検討し、抑止力の向上を図ります。

なお、ごみステーション以外への不法投棄や、事業活動に伴う廃棄物の不法投棄については、警察等の関係機関と連携し、厳正に対応していきます。これらの取組を通じて、不法投棄が許されないという意識を地域全体で共有し、未然防止と抑制を図ります。

3. 連携強化

(1) 市民、事業者、行政の連携強化

資源循環型の社会を構築し、継続していくために、市民、事業者及び行政が連携を強化し、自分の役割を確実に実行します。

(2) 国、県、周辺市町との連携強化

国、県と廃棄物の資源循環について、技術、実態、試験・研究の成果等に関する情報交換を行います。また、周辺市町とも一層連携して情報交換を行います。

また、継続的な情報交換が行える仕組みづくりを検討するとともに、災害時における広域での緊急応援体制の確立を検討します。

## 第 3 章 生活排水処理基本計画

### 第 1 節 生活排水処理の現状と課題

#### 1. 水環境の概況と生活排水処理の必要性

本市は、土器川をはじめとする河川や多くのため池、そして瀬戸内海と身近な水環境に恵まれており、これら河川等の水質を保全するために公共下水道<sup>\*26</sup>事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業等を行っています。

本市の水環境は、市街部の河川や宅地化の進んでいる地域の河川については、生活排水の流入が多く、環境基準に適合していない等、良好な状態とはいえない箇所もありますが、これまでの生活排水対策の実施により全般的には改善傾向にあります。

また、近年の日常用水の使用量の増大等を背景に生活系負荷の比重が高まってきており、公共用水域<sup>\*27</sup>の水質保全を図るために、今後とも工場・事業場の排水規制と併せて生活排水の適正な処理を推進していくことが重要です。

\*26 公共下水道：主に市街地の下水を排除・処理するため、原則として市町村が管理する施設

\*27 公共用水域：水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路

2. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理体系

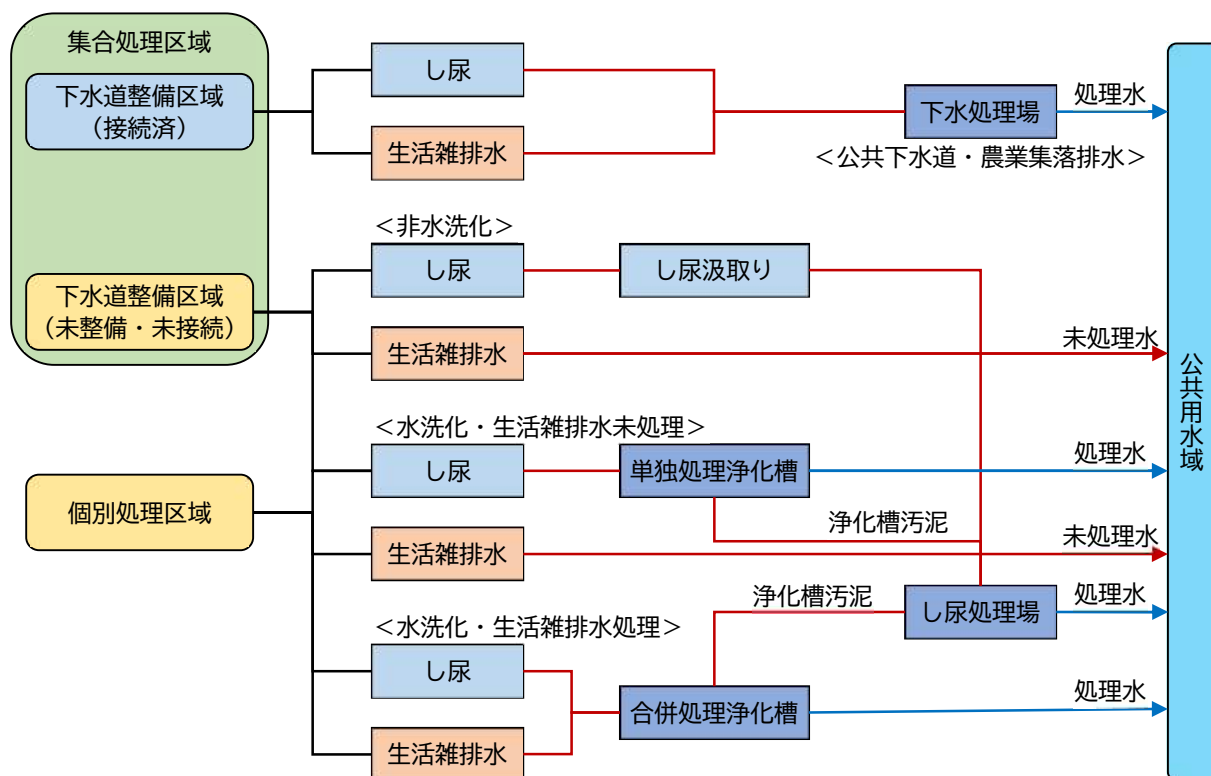
本市の生活排水処理の体系は、次のとおりです。

市域の生活排水の処理は、住宅密集地域を集合処理区域とし、公共下水道、農業集落排水施設\*28により、し尿・生活雑排水の処理を実施しています。

集合処理区域内にあっても下水道等が整備されていない地域と個別処理区域については、し尿汲取り、単独処理浄化槽\*29、合併処理浄化槽\*30のいずれかにより処理を行っています。

なお、浄化槽法の改正により生活雑排水の処理が行えない単独処理浄化槽については、設置が認められておらず、今後、設置数は建替え等により減少していくことが見込まれます。

■生活排水の処理体系



\*28 農業集落排水施設：生産性の高い農業と活力ある農村社会を形成するため、農村生活環境の改善、公共用水域の水質保全等、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設

\*29 単独処理浄化槽：し尿（トイレからの汚水）のみを処理するもの（平成13年（2001年）4月1日以降の新設が禁止）

\*30 合併処理浄化槽：水洗式トイレと連結して、し尿（トイレからの汚水）及び雑排水（生活に伴い発生する汚水（生活排水））を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備のこと

(2) 生活排水処理形態別人口の推移

本市の生活排水処理形態別人口の推移は、次のとおりです。

■処理形態別人口の推移

単位：人

区分	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	1. 計画処理区域内人口		112,427	111,912	111,268	110,970
2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (汚水適正処理人口)		80,951	80,680	80,303	80,089	80,143
		72.0%	72.1%	72.2%	72.2%	72.5%
(1) 公共下水道		47,378	47,006	46,835	46,663	46,748
		42.1%	42.0%	42.1%	42.1%	42.3%
(2) 合併処理浄化槽		31,147	31,307	31,139	31,125	31,145
		27.7%	28.0%	28.0%	28.1%	28.2%
(3) 農業集落排水施設		2,426	2,367	2,329	2,301	2,250
		2.2%	2.1%	2.1%	2.1%	2.0%
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		23,662	23,487	23,277	23,206	22,928
		21.1%	21.0%	20.9%	20.9%	20.7%
4. 非水洗化人口 (し尿処理・自家処理人口)		7,814	7,745	7,688	7,675	7,517
		7.0%	6.9%	6.9%	6.9%	6.8%
(1) し尿処理人口		7,809	7,741	7,685	7,672	7,514
		7.0%	6.9%	6.9%	6.9%	6.8%
(2) 自家処理人口		5	4	3	3	3
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※計画処理区域内人口は住民基本台帳人口（各年度末）

資料：丸亀市

(3) 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体は、次のとおりです。

■生活排水の処理主体

処理施設の種類の	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	設置者（個人等）
農業集落排水	し尿及び生活雑排水	市
単独処理浄化槽	し尿	設置者（個人等）
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	中讃広域行政事務組合

(4) 公共下水道

本市の公共下水道は、丸亀処理区が昭和30年に事業計画の認可を受けて事業に着手し、昭和45年10月に当初の都市計画決定を受けたのち、昭和51年に供用を開始しました。終末処理場である丸亀市浄化センターを有し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全・浸水の防除等、都市活動を支える上で必要不可欠な都市施設として、下水道事業に取り組んできました。令和6年10月には（新）丸亀市浄化センターが完成しました。

また、飯山、綾歌地区については、中讃流域下水道（大東川処理区）流域関連公共下水道として下水道事業に取り組んできました。

令和6年度末までの下水道普及率は、43.7%となっています。

■公共下水道の概要（丸亀市浄化センター）

項目		全体計画	認可計画
計画処理人口		40,500人	42,000人
計画流入水量	日平均汚水量	19,800m <sup>3</sup> /日	20,400m <sup>3</sup> /日
	日最大汚水量	26,100m <sup>3</sup> /日	26,900m <sup>3</sup> /日
	雨天時汚水量	107,800m <sup>3</sup> /日	107,800m <sup>3</sup> /日
水処理系列数		2系列	2系列
水処理能力	晴天時最大	26,200m <sup>3</sup> /日	26,200m <sup>3</sup> /日
	雨天時時間最大	107,800m <sup>3</sup> /日	107,800m <sup>3</sup> /日
汚泥処理系列		2系列	2系列
汚泥処理能力		5DSt/日	5DSt/日

資料：丸亀市

■流域下水道<sup>\*31</sup>の概要（中讃流域下水道 大東川処理区）

項目	内容
流域下水道名	中讃流域下水道
処理区名	大東川
関係市町	丸亀市、坂出市、宇多津町、綾川町（2市2町）
計画処理人口	57,150人（全体計画 令和26年）57,720人（事業計画 令和13年）
計画処理面積	2,672.4ha（全体計画 令和26年）2,317.9ha（事業計画 令和13年）
計画処理能力	37,980m <sup>3</sup> /日
現有能力	24,120m <sup>3</sup> /日
幹線延長	28.6km
供用開始	昭和60年4月

資料：中讃流域下水道事業計画変更届出書（大東川処理区）令和6年度 香川県

\*31 流域下水道：複数の公共下水道の下水を受けて排除・処理するため、都道府県が管理する施設

■公共下水道の普及状況

年度	行政区域内人口(人)	処理区域面積(ha)	処理区域人口(人)	普及率(%)※
令和2年	112,427	1,728.6	49,211	43.8
令和3年	111,912	1,731.6	48,773	43.6
令和4年	111,268	1,732.7	48,531	43.6
令和5年	110,970	1,734.1	48,306	43.5
令和6年	110,588	1,736.2	48,298	43.7

※普及率：(公共下水道の利用可能人口/行政区域内人口)

資料：丸亀市

(5) 農業集落排水

本市の農業集落排水施設の概要については、次のとおりです。

農業集落排水施設は、飯山、綾歌の4処理区(岡地区、西坂元地区、三谷地区、赤坂地区)において供用中となっています。

■農業集落排水施設

事業採択年度	地区名	処理区名	計画人口	計画戸数	令和6年度末 処理区域内人口	事業実施 年度	供用開始 年度
平成7年	飯山	岡	830	188	452	平成7～11年	平成10年
平成8年	綾歌	赤坂	730	150	309	平成8～14年	平成11年
平成10年	飯山	西坂元	1,040	212	841	平成10～12年	平成13年
平成15年	飯山	三谷	2,140	546	983	平成15～19年	平成18年

資料：丸亀市

(6) 合併処理浄化槽

本市では、公共下水道及び農業集落排水事業の事業計画区域を除く市内全域において、生活排水処理の促進を図るため、「丸亀市浄化槽設置整備事業」により、合併処理浄化槽を設置する方に対して補助を行っています。

■浄化槽設置整備事業概要

項目		備考		
対象者		市税を完納しているもので、専用住宅（延べ床面積の1/2以上を居住の目的とした住宅）に浄化槽を設置しようとする者。ただし、販売及び賃貸を目的とする専用住宅に設置しようとする者は除く。		
対象地域（1）		下水道（農業集落排水事業を含む）の事業計画区域以外の地域		
対象地域（2）		下水道事業計画区域内で下水道の整備が技術的に困難である地域		
対象地域（3）		下水道事業計画区域内で下水道の整備が相当の期間見込まれない地域		
対象となる浄化槽		環境省国庫補助指針適合品で、処理対象人員50人以下のもの		
補助	人槽	対象地域 (1) (2)	対象地域 (3)	算定基準
補助 金額 (円)	5人槽	332,000	166,000	延べ床面積が、140平方メートル以下の専用住宅に設置する場合
	6～7人槽	414,000	207,000	延べ床面積が、140平方メートルを超える専用住宅に設置する場合
	8～10人槽	548,000	274,000	・2世帯住宅（台所及び浴室が2つ以上ある場合）
	11～20人槽	939,000	469,000	・同一敷地内で、2戸以上の専用住宅に設置する場合
	21～30人槽	1,472,000	-	
	31～50人槽	2,037,000	-	

※単独処理浄化槽を撤去する際にも補助金が出る場合があります。

※補助金額は、通常型の場合の金額です。

■合併処理浄化槽設置状況

年度	5～50人槽（基）	51人槽以上（基）	計（基）
令和2年	289	0	289
令和3年	285	0	285
令和4年	238	0	238
令和5年	282	0	282
令和6年	254	0	254

資料：丸亀市

(7) 単独処理浄化槽

本市の単独処理浄化槽人口は、令和6年度実績で全体の20.7%となっています。

今後、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽への転換が進むことにより、単独処理浄化槽人口は減少すると考えられます。

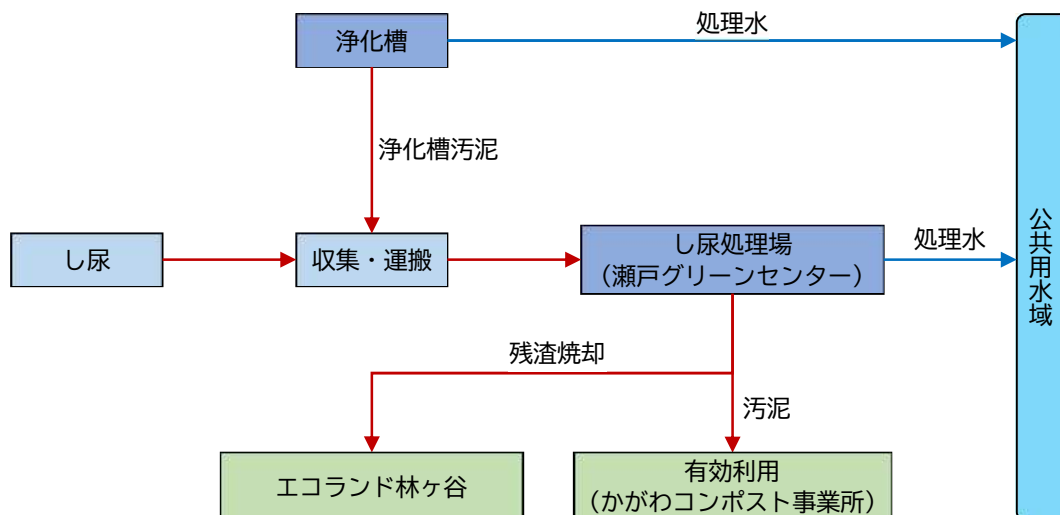
(8) し尿・浄化槽汚泥処理

1) し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ

本市のし尿及び浄化槽汚泥処理の流れは、次にのとおりです。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、その全量の中讃広域行政事務組合のし尿処理施設（瀬戸グリーンセンター）に運搬し、処理しています。また、同施設から発生する汚泥は、隣接する「かがわコンポスト事業所」へ運搬し、有効利用しています。

■し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ



本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、合併前の形態にも関係し、地区別に直営、委託及び許可の方法で行っています。

■し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬形態

地区	し尿		浄化槽汚泥	
	形態	収集頻度	形態	収集頻度
丸亀	直営・委託	不定期	直営・許可※	不定期
飯山	委託	不定期	許可	不定期
綾歌	委託	不定期	許可	不定期

※許可とは、浄化槽汚泥の収集・運搬を丸亀市から許可された業者。(丸亀市浄化槽清掃業許可業者)

2) し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

本市のし尿及び浄化槽汚泥の排出（収集）量の推移は、次のとおりです。

し尿は減少傾向を示し、浄化槽汚泥は増加傾向にあります。

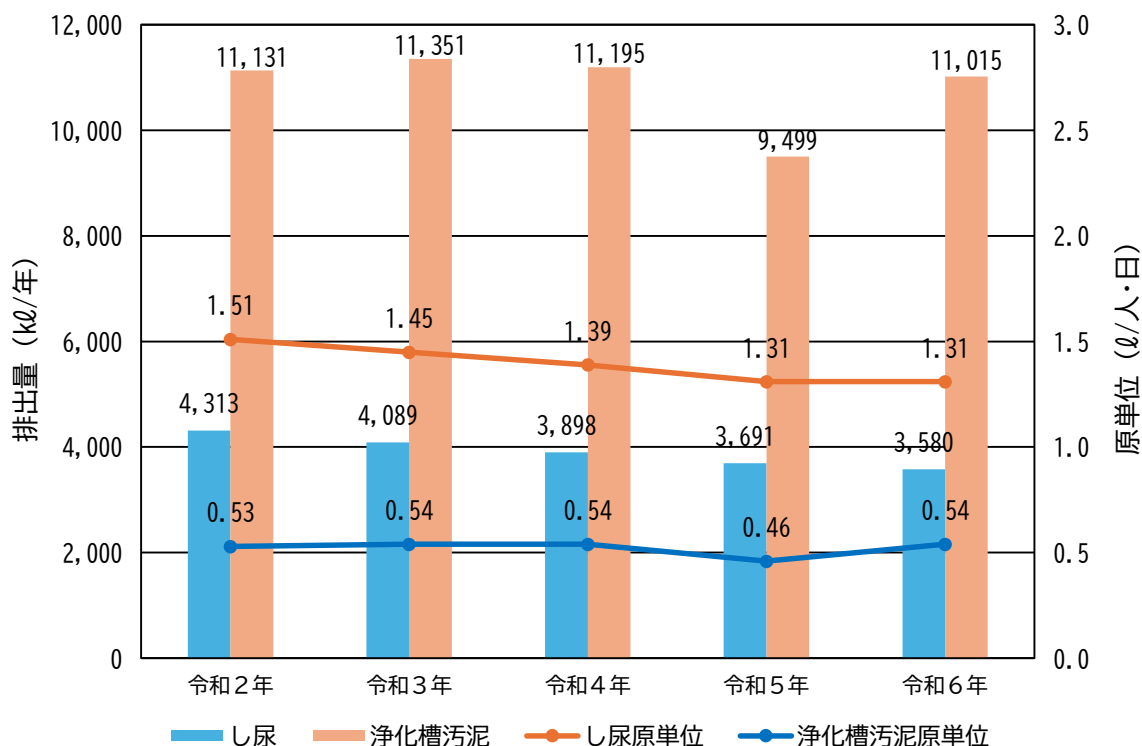
また、1人1日当たり排出量（以下「排出原単位」という。）は、し尿及び浄化槽汚泥ともに変動はありますが、全体的には横ばい傾向となっています。

■し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

年度	対象人口		排出量		原単位	
	し尿 (人)	浄化槽 (人)	し尿 (kℓ/年)	浄化槽汚泥 (kℓ/年)	し尿 (ℓ/人・日)	浄化槽汚泥 (ℓ/人・日)
令和2年	7,809	57,235	4,313	11,131	1.51	0.53
令和3年	7,741	57,161	4,089	11,351	1.45	0.54
令和4年	7,685	56,745	3,898	11,195	1.39	0.54
令和5年	7,672	56,632	3,691	9,499	1.31	0.46
令和6年	7,514	56,323	3,580	11,015	1.31	0.54

※浄化槽は合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び農業集落排水施設の総数とします。

資料：丸亀市



3) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の状況

本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の概要は、次のとおりです。

■し尿・浄化槽汚泥の収集運搬機材（令和6年度末）

項目	直営分		委託業者分		許可業者分	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
収集車 (バキューム車)	8台	19kℓ	3台	7kℓ	21台	59kℓ
運搬車	3台	27kℓ	0台	0kℓ	1台	9kℓ
計	11台	46kℓ	4台	7kℓ	22台	68kℓ

資料：丸亀市（令和7年4月1日現在）

4) 中間処理の状況

本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、すべて中讃広域行政事務組合のし尿処理施設（瀬戸グリーンセンター）に搬入し、処理を行っています。

し尿処理場の概要は、次のとおりです。

■し尿処理場の概要

項目	内容
施設名	瀬戸グリーンセンター
所在地	仲多度郡多度津町堀江五丁目11番地
処理対象人口	約240,000人（中讃広域行政事務組合）※令和7年3月末現在
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	174kℓ/日（し尿：64kℓ/日、浄化槽汚泥：110kℓ/日）
建設年度	平成5年3月（竣工）、平成24年3月（更新）
放流水質	PH:5.8～8.6 BOD:10mg/ℓ以下 COD:20mg/ℓ以下 SS:5mg/ℓ以下 T-N:25mg/ℓ以下 T-P:1mg/ℓ以下 色度:25度以下 大腸菌:3,000個/mg/ℓ以下
汚泥処理	強制通風式横型発酵（コンポスト化）
供用開始年度	平成24年度
管理体制	中讃広域行政事務組合

※処理対象人口は、丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町及び三豊市の人口総数とします。（香川県人口移動調査（令和7年4月1日現在））

5) 資源化・最終処分の状況

中讃広域行政事務組合のし尿処理施設の処理過程で発生する「し渣」については、同組合の焼却施設（クリントピア丸亀）で焼却処理しています。

また、汚泥は、汚泥再資源化施設（かがわコンポスト事業所）へ搬入し、堆肥化を行い、有効利用を図っています。

■汚泥再生資源化施設の概要

項目	内容
施設名	かがわコンポスト事業所
所在地	仲多度郡多度津町堀江五丁目11番地
処理対象人口	約240,000人 (中讃広域行政事務組合・三豊市) 令和7年3月末現在
処理汚泥	し尿処理施設から発生する余剰汚泥（浄化槽汚泥+余剰汚泥）
処理方式	強制通風式横型発酵
処理能力	16.59 t / 日（脱水汚泥＝含水率82%）
建設年度	平成27年3月
製品量	3.2 t / 日（含水率：30～40%）
供用開始年度	平成27年度
管理体制	中讃広域行政事務組合

※処理対象人口は、丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町及び三豊市の人口総数とします。（香川県人口移動調査（令和7年4月1日現在））

■一般廃棄物最終処分場の概要

項目	内容
施設名	エコランド林ヶ谷
所在地	香川県仲多度郡まんのう町追上325番27
埋立容量	365,000m <sup>3</sup> （残容量：61,410m <sup>3</sup> ）※令和7年3月末現在
埋立方法	セル方式/サンドイッチ方式
埋立期間	平成11年度～令和9年度
浸出水処理施設	処理水量：70m <sup>3</sup> /日 処理方式：生物処理+凝集沈殿
供用開始年度	平成10年度
設置主体	中讃広域行政事務組合

### 3. 生活排水処理の課題

本市の令和6年度末における「生活排水処理率（污水適正処理率：生活排水処理人口/行政区域内人口）」は、72.5%となっており、令和17年度（計画目標年度）における目標値（84%）の達成に向けて、今後とも生活雑排水処理人口の拡大が求められます。

#### ◆公共下水道の整備推進

本市の下水道整備は、丸亀市公共下水道事業、中讃流域下水道大束川処理区流域関連公共下水道事業として、その整備に取り組んできましたが、下水道処理人口普及率は、令和6年度の実績では43.7%と低く、今後とも普及率の拡大を図るため、引き続き公共下水道の整備を推進することが必要です。

#### ◆農業集落排水施設の再編

農業集落排水事業は、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の污水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備又は改築を行い、生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資することを目的としています。

本市では、継続的な汚水処理に向けて、処理場を廃止し、中讃流域公共下水道大束川処理区への編入に向けた工事を進めているところです。また、今後とも、水洗化率の向上、水洗化の促進が必要です。

#### ◆合併処理浄化槽の設置促進

本市の生活排水処理のうち、公共下水道や農業集落排水施設が整備されていない区域において、合併処理浄化槽は、生活雑排水とし尿を併せて処理するため、今後とも生活排水処理対策の有効な施設の一つとして、その普及を図る必要があります。

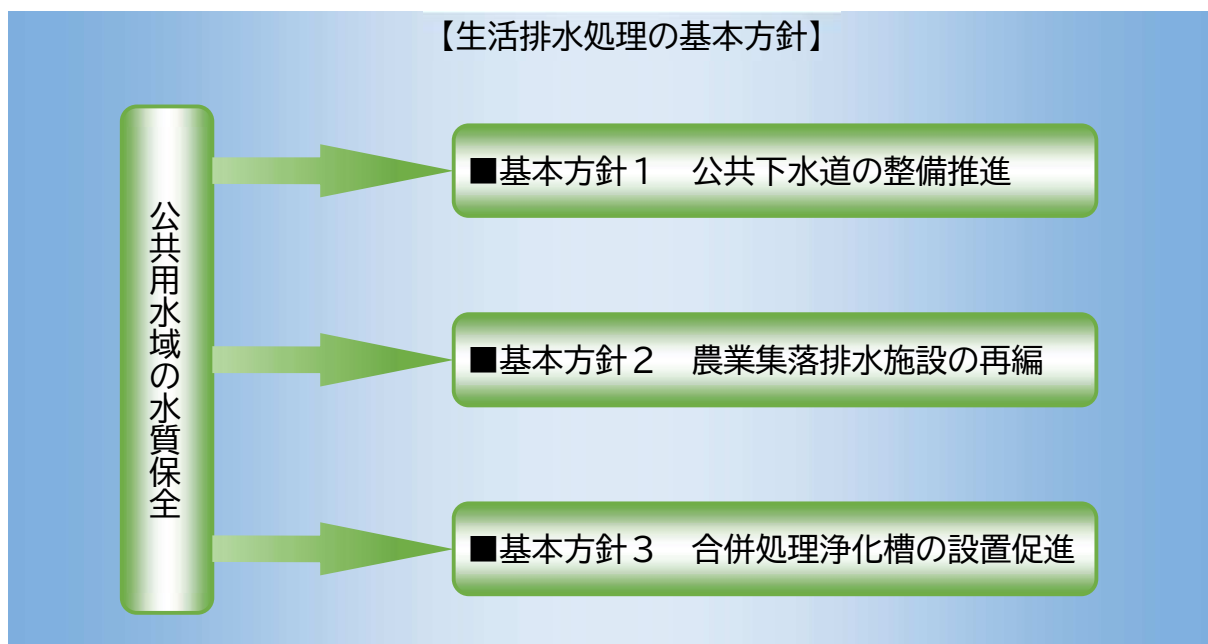
第 2 節 生活排水の処理計画

1. 生活排水処理の基本方針

21世紀は「環境の世紀」といわれており、水を取り巻く環境でも、生活雑排水等による海や河川等の汚染を防止し、良好な生活環境を守ることが重要な課題になっています。

本市においては、公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業等を行っているところです。

今後とも、本市の生活排水処理の基本方針は、第二次計画中間目標年次（令和2年）で掲げた生活排水処理の基本方針を引き継ぎ、次のとおりとします。



【方向性を同じくするSDGsのゴール】



## 2. 生活排水処理の目標

本計画で掲げた生活排水処理の基本方針に基づく取組を積極的に推進するなかで、その成果や進捗状況を確認し、さらに効果的な取組を進めるために、【生活排水処理率を令和17年度において84%にする】の達成に向けて継続して取り組みます。

また、上位計画の「丸亀市生活排水処理構想」に示された関連する目標についても、共有するものとします。

### ■生活排水処理の目標

区分	年度	令和6年 (実績)	令和12年 (中間目標)	令和17年 (計画目標)
生活排水処理率		72.5%	78.7%	84.0%

生活排水処理率（污水適正処理率：生活排水処理人口/行政区域内人口）

### ■丸亀市生活排水処理構想に示された関連する目標

区分	年度	令和6年 (実績)	令和12年 (中間目標)	令和17年 (計画目標)
污水処理人口普及率		73.9%	80.6%	86.2%
下水道普及率		43.7%	48.1%	50.3%

污水処理人口普及率（污水処理施設を使用できる人口/行政区域内人口）

下水道普及率：（公共下水道等の利用可能人口/行政区域内人口）

本市では、目標達成のために、今後とも公共下水道事業等を進めるとともに、個別処理については補助事業による合併処理浄化槽の設置促進に努めます。

また、非水洗化世帯及び自家処理世帯に対する広報・指導等により、公共下水道等への速やかな接続、合併処理浄化槽への切替えを図るものとします。

なお、農業集落排水施設については、将来に向けた事業運営を総合的に検討した結果、現有施設を維持するよりも、公共下水道へ接続するほうが有効であることから、中讃流域下水道への接続に向け工事を進めており、令和7年度末に4処理区すべての接続工事が完成する予定です。

3. 生活排水処理人口の推計

(1) 生活排水処理人口

計画目標年次（令和17年度）までの生活排水処理形態別人口の推計結果は、次のとおりです。

■生活排水処理形態別人口の見込み

単位：人

区分	年度						
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和12年 (中間目標)	令和17年 (計画目標)
1. 計画処理区域内人口	112,427	111,912	111,268	110,970	110,588	105,300	102,600
2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (汚水適正処理人口)	80,951	80,680	80,303	80,089	80,143	82,869	86,234
	72.0%	72.1%	72.2%	72.2%	72.5%	78.7%	84.0%
● (1) 公共下水道	47,378	47,006	46,835	46,663	46,748	48,671	49,536
	42.1%	42.0%	42.1%	42.1%	42.3%	46.2%	48.3%
● (2) 合併処理浄化槽	31,147	31,307	31,139	31,125	31,145	34,198	36,698
	27.7%	28.0%	28.0%	28.1%	28.2%	32.5%	35.8%
(3) 農業集落排水施設	2,426	2,367	2,329	2,301	2,250	0	0
	2.2%	2.1%	2.1%	2.1%	2.0%	0.0%	0.0%
● 3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	23,662	23,487	23,277	23,206	22,928	19,254	14,048
	21.1%	21.0%	20.9%	20.9%	20.7%	18.3%	13.7%
4. 非水洗化人口 (し尿処理・自家処理人口)	7,814	7,745	7,688	7,675	7,517	3,177	2,318
	7.0%	6.9%	6.9%	6.9%	6.8%	3.0%	2.3%
(1) し尿処理人口	7,809	7,741	7,685	7,672	7,514	3,177	2,318
	7.0%	6.9%	6.9%	6.9%	6.8%	3.0%	2.3%
(2) 自家処理人口	5	4	3	3	3	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※計画処理区域内人口の実績値は住民基本台帳人口（各年度末）、目標値は社人研の推計値を100人単位で丸めたもの。

※小数点以下を含むため、合計数値が合わない場合があります。

資料：丸亀市

(2) 公共下水道

本市の令和6年度末における公共下水道の普及率は、43.7%となっており、今後とも普及率の拡大に努めます。

今後の整備計画は、次のとおりです。

■公共下水道の整備計画概要

事業名	処理区域	令和6年 (実績)		令和12年度 (中間目標)		令和17年 (計画目標)	
		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)
公共下水道	丸亀	1,356.4	39,041	1,400.5	38,796	1,432.5	39,417
流域関連 下水道	飯山	240.4	4,719	360.5	6,494	374.8	6,497
	綾歌	139.4	2,988	204.6	3,381	236.1	3,622
計		1,736.2	46,748	1,965.6	48,671	2,043.4	49,536

資料：丸亀市

(3) 農業集落排水

本市の農業集落排水処理事業計画の概要については、次のとおりです。

現在、管きよの流域下水道への接続を決定し、中讃流域公共下水道大束川処理区への編入に向けた工事を進めています。令和6年度には、赤坂処理区、西坂元処理区、令和7年度には、岡処理区、三谷処理区の接続工事の完了を予定していることから、令和7年度末をもって、事業は廃止となる見込みです。

■農業集落排水の整備計画概要

地区名	処理区名	令和6年 (実績)		令和12年度 (中間目標)		令和17年 (計画目標)	
		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)
飯山	岡	28.2	431	中讃流域公共下水道大束川処理区への編入			
綾歌	赤坂	21.9	230				
飯山	西坂元	31.5	708				
飯山	三谷	39.6	881				
計		121.2	2,250				

資料：丸亀市

(4) 合併処理浄化槽

本市では、公共下水道及び農業集落排水事業の事業計画区域を除く市内全域において、生活排水処理の促進を図るため、「丸亀市浄化槽設置整備事業」により、合併処理浄化槽を設置する方に対して補助を行っています。

今後とも、公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の整備について補助制度を積極的に活用し推進していくものとします。

(5) 単独処理浄化槽

本市の単独処理浄化槽人口は、令和6年度末で全体の約21%となっています。

今後、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽への転換が進むことにより、単独処理浄化槽人口は減少すると考えられます。

### 第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

#### 1. し尿・浄化槽汚泥の排出量の見込み

計画目標年次（令和17年度）におけるし尿及び浄化槽汚泥排出量の見込みは、次のとおりです。

#### ■し尿・浄化槽汚泥排出量の見込み

項目		単位	令和4年 (実績)	令和5年 (実績)	令和6年 (実績)	令和12年 (中間目標)	令和17年 (計画目標)
処理人口	し尿	人	7,685	7,672	7,514	3,177	2,318
	浄化槽	人	56,745	56,632	56,323	53,452	50,746
	計	人	64,430	64,304	63,837	56,629	53,064
排出量	し尿	kℓ/年	3,898	3,691	3,580	1,550	1,134
	浄化槽	kℓ/年	11,195	9,499	11,015	10,015	9,534
	計	kℓ/年	15,093	13,190	14,595	11,565	10,668

※令和4～6年の浄化槽には、農業集落排水施設を含む。目標の排出量は、過去3年（令和4～6年）の1人1日当たりの汚泥量原単位の平均値から算出しました。

資料：丸亀市

#### 2. し尿・浄化槽汚泥の処理

##### (1) 収集・運搬

し尿については直営と委託、浄化槽汚泥については直営と許可業者により収集・運搬を行っています。

今後の公共下水道等への移行に伴い、処理量の減少が見込まれるなかで、収集量の変動に応じた収集・運搬方式について、体制の見直しを進めていきます。

##### (2) 中間処理

本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、すべて中讃広域行政事務組合のし尿処理施設（瀬戸グリーンセンター）に搬入し処理を行っており、今後とも全量適正処理を行います。

(3) 資源化・最終処分

中讃広域行政事務組合のし尿処理施設の処理過程で発生する「し渣」については、同組合の焼却施設（クリントピア丸亀）で焼却処理しています。

また、汚泥は、汚泥再資源化施設（かがわコンポスト事業所）へ搬入し堆肥化を行い、有効利用を図っています。

今後とも、現状どおり資源化及び最終処分を継続します。

3. その他

(1) 市民に対する広報・啓発活動

市民に対する啓発運動として、発生源対策、処理施設対策、浄化槽対策、洗剤対策を講じる等、生活排水対策をより一層強化促進し、河川等水域の水環境の改善を目指すこととします。

●発生源対策

- ・排水の適正化（調理くず等の除去、廃食用油の自家処理又は再利用水の畑等への有効利用処理）

●処理施設対策

- ・集合処理施設の設置、個別処理施設の設置

●浄化槽対策

- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽の適正使用、適正管理

●洗剤対策

- ・石けん又はリンを含まない洗剤の適正使用

これらを推進するため、市民は上記対策の実施や協力等に心がけ、さらに市は市民への支援、指導、助言等を行うものとします。

また、本市では、このうち浄化槽の適正な運転管理及び保守点検について、香川県中讃保健福祉事務所と連携し、定期的な保守点検、清掃及び定期検査の実施について、市民並びに清掃業者に対し啓発・指導等を行い、その徹底に努めるものとします。

(2) 地域に関する諸計画との関係

公共下水道計画、農業集落排水計画、浄化槽設置整備事業計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合を図り、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていくものとします。

また、地域の開発計画等の策定に際しては、生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の設置等、生活排水の適正処理を指導していくものとします。

## 第 4 章 参考資料

### 第 1 節 香川県の廃棄物の現状

#### 1. 香川県循環型社会推進計画（素案）

香川県及び県内市町におけるごみ排出量状況の資料として、香川県循環型社会推進計画（素案）より次項を抜粋した。

#### （1）一般廃棄物の排出状況

ごみ（一般廃棄物からし尿を除いたもの。以下同じ。）の総排出量は、人口減少による自然減やペットボトル等の容器の軽量化等によるごみの減量化、県民の意識向上などにより、近年は減少傾向で推移しています。

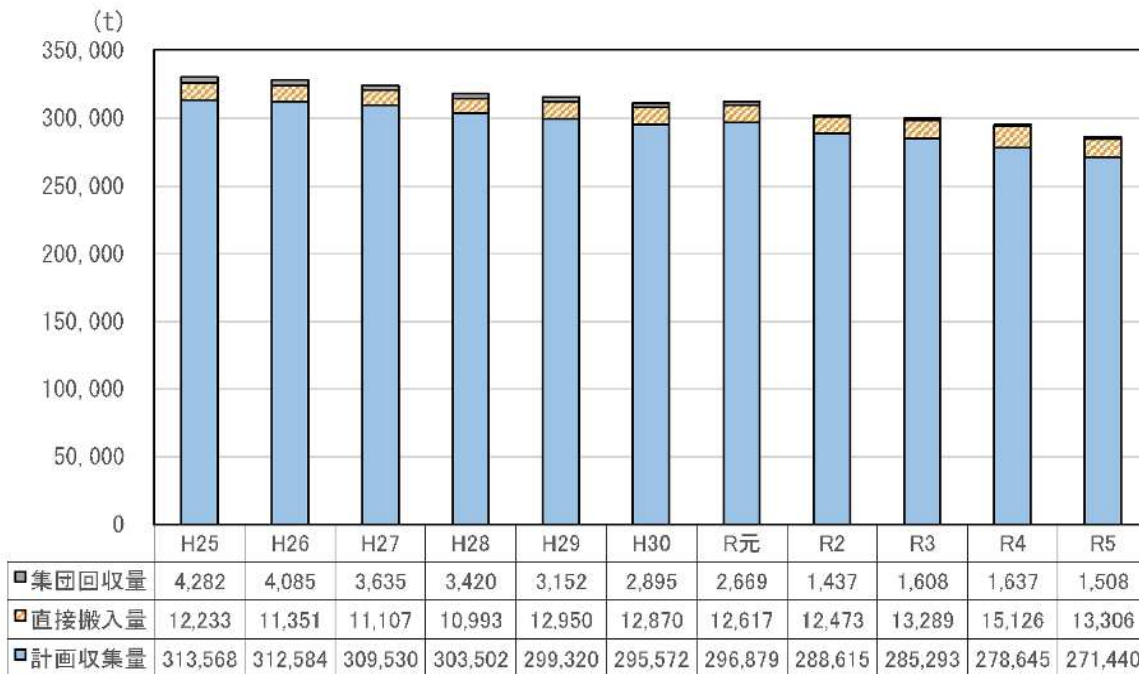
令和5年度のごみの総排出量は、前年度から0.9万トン減の28.6万トンで、令和元年度以降最も少ない排出量でしたが、依然として、前計画で定めた令和7年度の目標であった28.0万トンを上回っています。

ごみの総排出量の推移（全国・香川県）



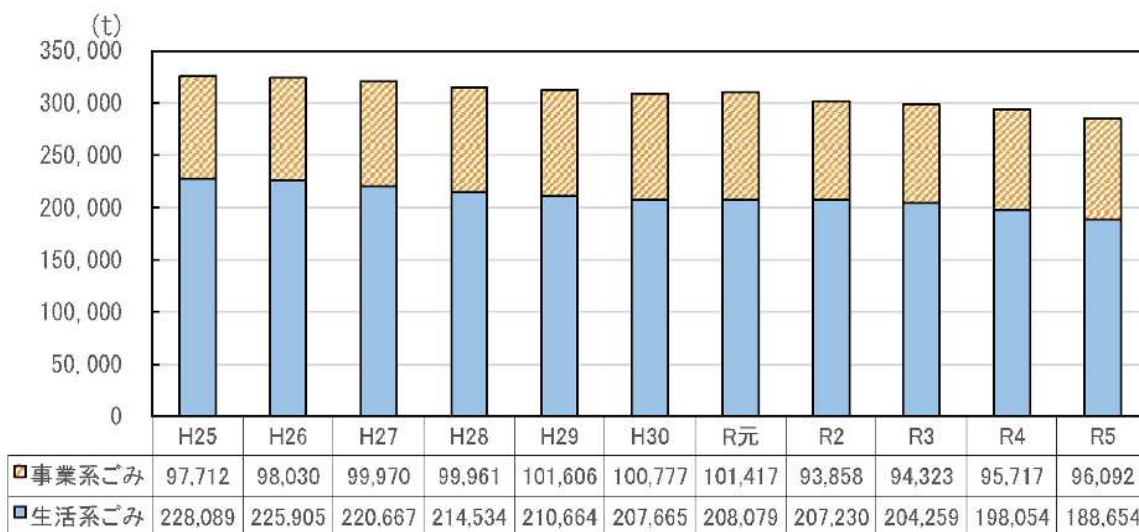
総排出量のごみ収集形態による内訳は、市町が直接収集する計画収集量が全体の9割以上となっています。

収集形態別の内訳（香川県）



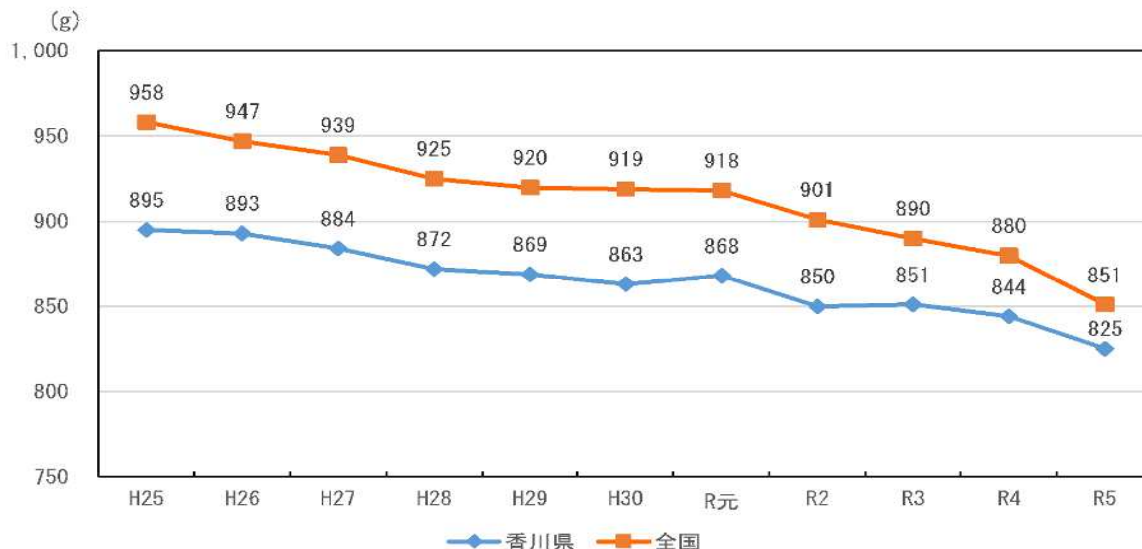
令和5年度の計画処理量（計画収集量+直接搬入量）28.5万トンのうち、生活系ごみが18.9万トン（66.2%）、事業系ごみが9.6万トン（33.7%）となっています。生活系ごみは減少傾向にありますが、事業系ごみは横ばいとなっています。

排出区分別排出量の推移（香川県）



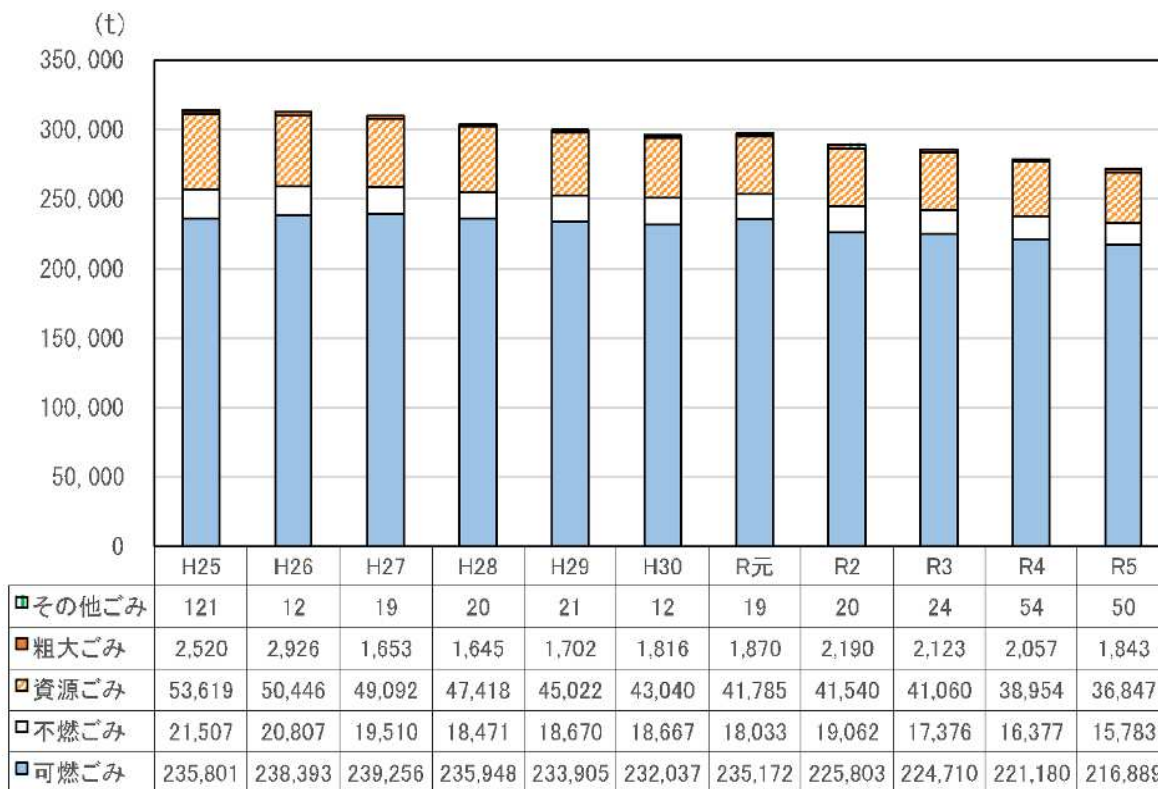
1人1日当たりの排出量は、県、全国ともに減少傾向で推移しています。令和5年度は、全国平均が851グラムであるのに対して、県では825グラムとなっています。

1人1日当たりの排出量の推移（全国・香川県）



令和5年度の計画収集量（総排出量のうち、市町が収集した量）27.1万トンのうち、可燃ごみが21.7万トンと全体の約8割を占めています。

ごみの種類別排出状況の推移（香川県）

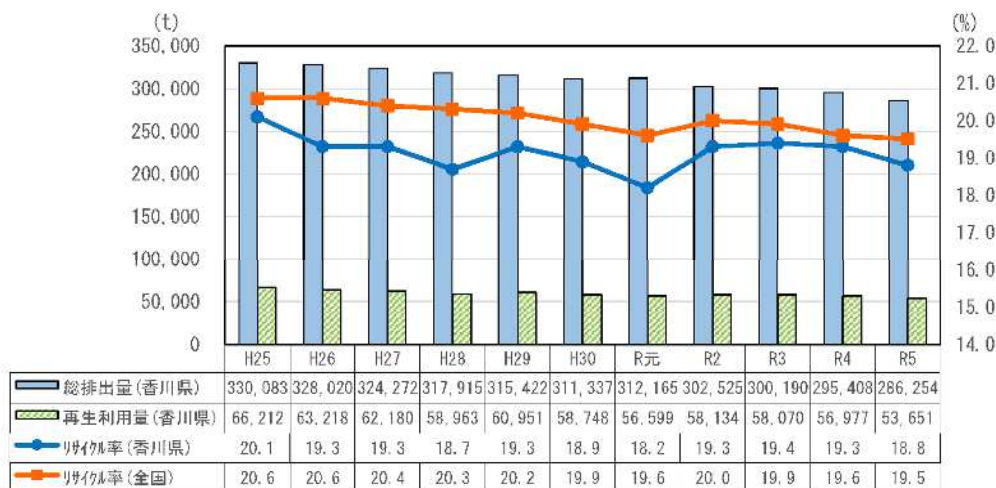


(2) リサイクルの状況

ごみのリサイクルについては、各市町において分別収集が進み、各種リサイクル法が整備されたことにより、リサイクル率は、平成17年度頃までは上昇傾向でしたが、近年は低下傾向になっています。

令和5年度のリサイクル率は18.8%で、前年度と比較して0.5ポイント低下しました。全国平均は19.5%で、県は全国平均を0.7ポイント下回っています。

再生利用量・リサイクル率の推移（全国・香川県）

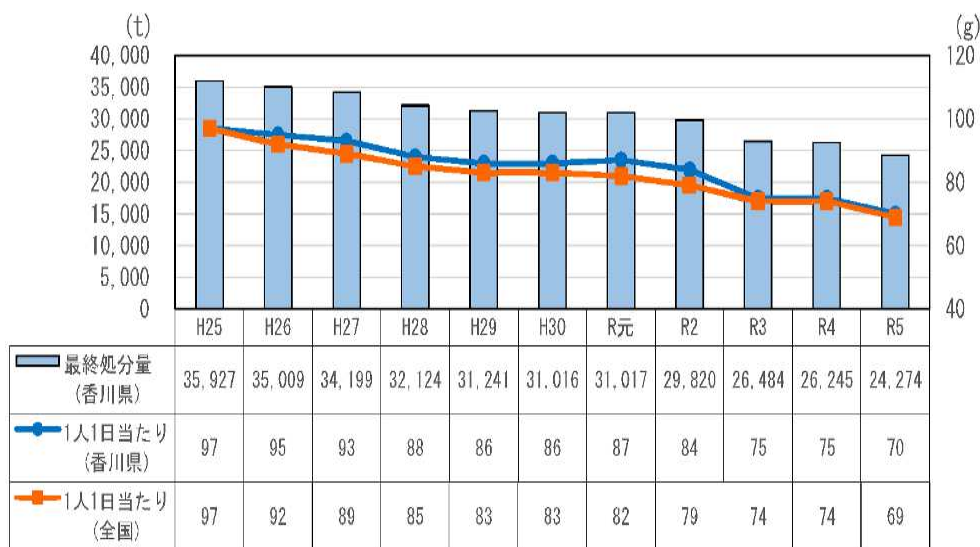


(3) 最終処分の状況

最終処分量は減少傾向にあり、令和5年度は前年度から0.2万トン減少した2.4万トンでした。

1人1日当たりの最終処分量も減少傾向にあり、近年は全国平均並みとなっています。

最終処分量と1人1日当たりの最終処分量の推移（全国・香川県）

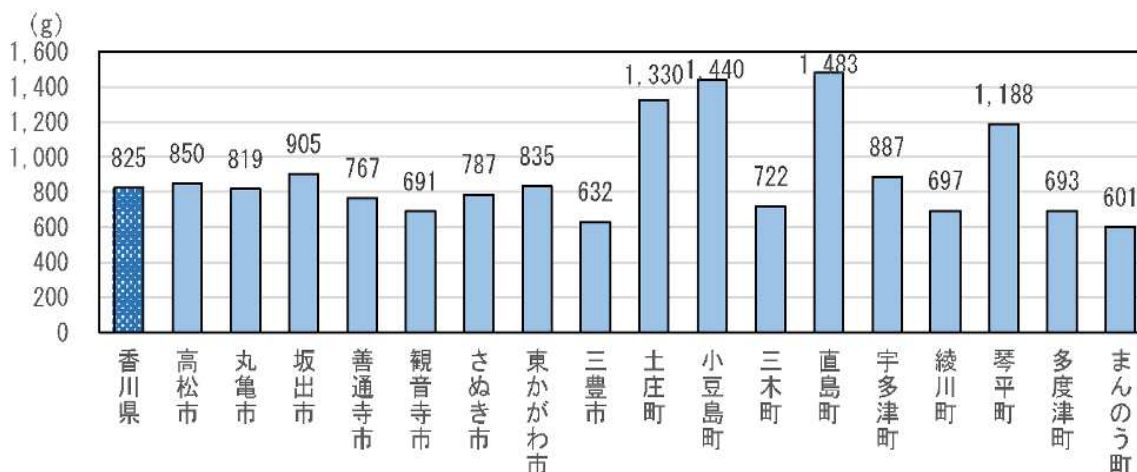


(4) 市町別排出の状況

ごみの排出・処理状況の代表的な指標を市町別に比較してみると、どの指標においても市町に大きな差異があることが分かります。

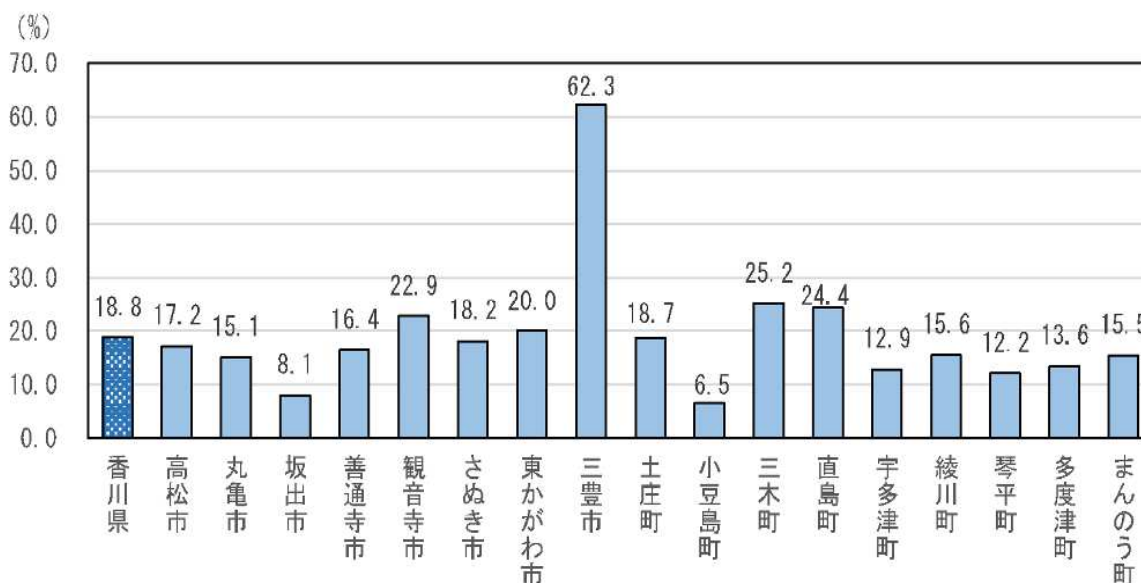
1人1日当たりのごみの排出量は最多が1,483グラム、最少が601グラムとなっており、最多の市町と最少の市町には、約2.5倍の差があります。

1人1日当たり排出量（市町）（令和5年度）



リサイクル率は、平成29年度から可燃ごみを固形燃料の原料等に資源化している三豊市が、62.3%と突出して高くなっています。三豊市を除く市町では、最高が25.2%、最低が6.5%となっています。

リサイクル率（市町）（令和5年度）



## 第 2 節 丸亀市廃棄物減量等推進審議会

## 丸亀市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

令和 7 年 7 月 7 日～令和 9 年 7 月 6 日

氏 名	職 名 等
会長 三好 祐輔	東京都立産業技術大学院大学
丸岡 俊晴	丸亀市環境審議会委員
長町 祐子	丸亀市中央商店街振興組合連合会
大林 建夫	丸亀商工会議所 工業部会 部会長
副会長 秋山 ともえ	丸亀商工会議所 女性会 会長
横山 昌昭	丸亀市一般廃棄物処理業許可業者 (株)パブリック丸亀事業所 所長
林 誠	香川県電機商業組合丸亀支部 副部長
川田 美紀	生活協同組合コープかがわ 組合員理事
田中 豊子	丸亀市食生活改善推進協議会 監事
高尾 光一	丸亀市社会福祉協議会 地域共生社会推進グループリーダー
山川 政明	丸亀市連合自治会 理事
中山 弘美	公募委員
井原 由美子	公募委員



---

第三次丸亀市一般廃棄物処理基本計画

発行年月 令和8年3月  
発行 丸亀市 産業生活部 クリーン課  
電話 0877-58-7453  
F A X 0877-28-2351  
E - m a i l kurin-k@city.marugame.lg.jp

---

